

第 47 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

第 47 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成26年11月11日（火） 13：56～16：41

会場：三田共用会議所 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 新たな食料・農業・農村基本計画について

（1）農業の振興に関する施策について

（2）活力ある農山漁村づくりに向けたビジョンについて

3. 閉 会

【配付資料一覧】

(農業の振興に関する施策等関係資料)

資料 1 - 1 農村の振興に関する施策

資料 1 - 2 農村の振興に関する施策 (参考資料)

資料 2 活力ある農山漁村づくり検討会<論点整理>

(委員指摘事項関係資料)

資料 3 委員指摘に対する資料

①スマート農業

②環境保全型農業の推進

(委員提出資料)

資料 4 J Aグループの自己改革について (萬歳委員)

(参考資料)

資料 5 団体の再編整備等に関する施策 (農業協同組合)

(10月17日企画部会提出資料 3 - 2 より農業協同組合関係部分を抜粋)

13時56分 開会

○政策課長 定刻よりも若干早うございますけれども、委員の先生方全員ご着席でございますので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催いたしたいと思っております。委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にも関わりませずご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、伊藤委員、小泉委員、武内委員、松本委員及び藻谷委員が所用によりご欠席となっております。現時点での出席委員数は13名でございます。食料・農業・農村政策審議会令の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

なお、本日の企画部会は公開されております。

それでは、この後の司会の中嶋企画部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は16時30分までの予定で、議題は「新たな食料・農業・農村基本計画について」です。よろしくお願いいたします。

議事に移る前に配付資料の確認等について事務局からお願いいたします。

○政策課長 恐れ入りますが、カメラはここで退室願います。

(カメラ退出)

○政策課長 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料一覧をご覧ください。

本日の配付資料でございますけれども、議事次第、配付資料一覧、企画部会委員名簿に加えまして、資料1-1、1-2、資料2、資料3、資料4、参考資料として資料5がございます。また、委員の皆様方には、これまでの基本計画等の参考資料を綴じたファイルを机の上に設置してございます。ご確認いただきまして、不足している資料がございましたら審議の途中でも結構でございますので、お近くの事務局員までお声がけ下さい。

また、議事録は会議の終了後、委員の皆様にご確認をいただいた上で農林水産省のホームページに掲載して公表させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

これから議事に入るところでございますけれども、その前に、前回の企画部会で香高委員、生源寺委員、松永委員、近藤委員、それから最後に部会長からのご発言に対しまして、時間の関係で事務局からの回答ができませんでしたので、ここでまず簡潔にご説明させていただきます。

それでは、技術総括審議官からお願いいたします。

○技術総括審議官 香高委員から、スマート農業につきまして、もう少し幅広く捉えて、積極的に推進してはどうかというご指摘をいただきました。それについてご説明申し上げます。

資料3をご覧くださいと思います。表紙の裏側にスマート農業についてのポンチ絵がございますが、スマート農業実現に向けた研究会で取りまとめましたスマート農業の将来像でございます。ここがございますようにロボット技術、ICT等の先端技術を活用いたしまして、超省力・大規模生産を可能とする新たな農業として位置付けておりますが、その方向性としては、決して限られた大規模経営のみがそのメリットを享受するというのではなく、比較的小規模経営の多い、中山間農業における軽労化、新規参入者の技術習得、あるいは情報を介した生産現場と消費者の連携強化など、広範に及ぶものと考えてございます。

今後、委員のご指摘も参考とさせていただきつつ、幅広い農業者が自らの経営の効率化、あるいは生産物の販売促進を考える上でのツールとして積極的に活用していただけるよう技術の工夫、またPRに工夫をしまいにしたいと考えてございます。

○生産振興審議官 前回、生源寺委員から環境保全に関しましてご指摘をいただきました。今の資料の2ページ目をご覧ください。農業環境規範につきましては、平成17年の「食料・農業・農村基本計画」に位置付けをされたということで、農業者や環境面で最低限取り組むべき規範ということとして策定したものでございます。現在も引き続き、下を見ていただくとありますけれども、各種支援策を実施する際の要件とするなど、その普及定着を推進しているところでございます。

次に、3ページを見ていただきますと、農業者自らが推進すべき営農活動として、法令による規制の他、農業環境規範といったものをこのクロスコンプライアンスという線の下でございますけれども、この水準を超えてもっと環境にいい取組をしていただくことにつきましては、環境保全型農業の直接支払などを通じて、国としての支援を行うという形で今進めさせていただいております。

次に、米政策につきまして、前回の資料、昨年決定された活力創造本部の表現がわかりにくいとか、あるいは30年産に向けてのステップはどうするのかというご指摘をいただきました。米政策につきましては、基本計画の中でどう書いていくかと、まさにこれからご議論いただくわけでございますけれども、当然のことながらわかりやすい表現に努めてま

いりたいと思っております。

30年産に向けてのステップという話につきましては、それに向けまして生産数量目標の配分をどうしていくかという話でございますので、食糧部会でご議論をいただくように努めてまいりたいと思っております。

近藤委員から、需要構造を分析して品目別の需要に合わせた対策をやりなさいというご意見をいただきました。農林水産省といたしましては、当然そうあるべきと考えておりまして、今後の資料、あるいは品目別の生産努力目標をご議論いただく際に、充分ご意見を踏まえて採用してまいりたいと思っております。

それから、同じく近藤委員から、環境保全型の農業は非常に大切なのに、需要もあるのに、政策の脇役に追いやられているのではないか、というご意見がございました。先ほどもご説明申し上げたように、環境保全型農業につきましては、いろいろな事業をやるときの基本とするのは当然でございますけれども、環境保全型農業直接支払や有機農業の基本方針に沿った施策の推進とともに、消費者等との相互理解の増進など、川上から川下までを視野に入れた各施策を総合的に展開していくという所存でございます。

○環境政策課長 続いて、環境政策課から環境問題につきまして、生源寺委員と近藤委員からご指摘がございましたので、資料はございませんが、説明いたします。

生源寺委員から気候変動や生物多様性の問題に対して、生産現場の行動を促す仕組みが必要とのご指摘がありました。これについては、農業生産活動を環境問題に対応した方向に誘導するこれまでの政策を継続するとともに、特に適応策や自然資本の理解促進について強化していく考えです。また、環境に配慮した生産物の情報を消費者にしっかり伝え、行動を促すべきとのご指摘がありました。これについては、環境への効果などを検証し、消費者にわかりやすい形で積極的に情報提供し、その選択を促すようにしていきたいと思っております。

近藤委員から、温暖化の影響への対応を基本計画にしっかり盛り込むべきとのご指摘がありました。これについては、現在検討中の温暖化適応計画で現場への適用策の普及、それから地方自治体との役割分担などについて盛り込む予定としており、基本計画の中では、これらのコアとなる部分をしっかり盛り込みたいと考えています。

また、農業が環境を創造する価値をもっと打ち出すべしというご指摘がありました。これについては、従来の多面的機能評価の他に、現在、国際的に生物多様性に関する評価手法などを、策定をする動きがあることから、これらを目に見える形で積極的に打ち出して

いきたいと考えております。

最後に、自然循環機能について、地域で循環する仕組みの重要性をご指摘いただきました。これについては、ご指摘のとおり耕蓄連携など、地域での循環が農業の持続性を保つ基本的な姿と考えております。多様な農業を進める中でこの自然循環機能が最大限発揮できるように引き続き推進してまいりたいと考えております。

○消費・安全局審議官 同じく近藤委員から国民の食生活の改善に通じた、米の消費拡大にかかる施策についてのご指摘がございました。私どもも食育ということで、食事バランスガイドなども活用しながら、ご飯を中心に健康的でバランスのとれたいわゆる日本型食生活、これを推進してきたということでございますけれども、認知度、実効性について様々課題があるということも認識いたしてございます。

従いまして、今後は例えばご飯食のメリットの発信、調理技術の向上、それから中食や外食の有効活用、こういったものについて消費者の特性やニーズに応じて、とにかくわかりやすく伝えることが重要と考えておりまして、こうした食育活動の取組を更に推進していきたいと考えております。

○経営局長 続きまして、経営局でございます。前回、香高委員の方から、人手不足になる中で各産業の間で人の取り合いになってくる、その時に農業分野でどうやっていい人材を確保するのかというご指摘をいただきました。そのとおりだと思っております。農業の発展のためにも、いい人材を入れていくということが重要だと思っております。

特に、農業生産ができるだけではなくて、これから農業経営をどうするかということをしちゃんと判断できる人がどれだけ入るかということが重要だと思っておりますので、農家の子弟が農業を継ぐというだけではなくて、例えば法人経営に若い方が雇われるといったことも、もっと推進していく必要があると考えております。

このための対策といたしまして、農業人フェアというのをやっておりまして、これは若い学生の方とか、脱サラの方、こういう方を対象にして、相談会のようなものを全国8カ所でやっておりまして、年間で大体7,500の方が参加をされておられます。それから、最近では法人経営の方々が増えておりますので、この法人経営の方々が何社か集まって、リクルートの活動をするということもございます。私もときどき行っているんですけども、そういったところに来られている学生の方は、有名大学の方も相当いらっしゃいますので、そういう方々に魅力をもって入っていただくという体制をどうつくるか、これが非常に重要なポイントだと思っております。

そのためには、単に法人に就職するというだけではなくて、その後のキャリアパスが非常に重要になります。最近では、法人で何年か働いた後、のれん分けのような形で、別の法人を新たに立ち上げて社長になるという話もかなり増えてきておりますので、そういうことも含めて、このキャリアパスをきちんとしていく。

それから、もう一つは、労働環境の整備ということも当然でございます。雇用保険、労災保険とか、そういったことで他産業と基本的に遜色のない状態をきちんつくるといことになりませんと、若い方が就職先の1つとして、農業を真剣に考えることをしないと、思いますので、そういうことも含めて、これは法人協会その他といろいろな意見交換もしながら検討をしていきたいと考えております。

○農林水産技術会議事務局研究総務官 技術会議事務局でございます。前回、研究開発につきまして、まず近藤委員から、研究開発への農業者の方々の参画、それから都道府県試験研究機関との役割分担が重要というご指摘を頂戴しました。この点につきましては、今年度からまさに全国64の研究課題、実際に農業経営の場で実証研究を進めるという取組を進めております。また、これは中嶋部会長に座長を務めていただいておりますけれども、来年度以降の研究プロジェクトの企画立案に当たって、農業者の方々にも参画いただき、研究戦略検討会を立ち上げさせていただいております。今後さらに研究開発のみならず、評価、普及、各段階で農業者の方々の参画を得たいと思っておりますし、また、国、都道府県、大学、民間企業との分担連携関係を明確にして、効率的、効果的に研究開発をしてまいりたいと考えております。

また、民間企業が行っているICTなどを含めた技術開発を農業分野に応用できるような仕組みが重要というご指摘を頂戴しました。これにつきまして前回ご説明いたしました、知の集積によるプラットフォームの仕組み、この中にはしっかり反映させていただきたいと考えております。

また、このプラットフォームづくりに関連しまして、松永委員とそれから中嶋部会長からいくつかご指摘いただきました。松永委員から、研究機関、民間企業や農業をつなぐ人を機能的にどのように位置付けるかということが重要と、こういうご指摘をいただきました。これはプラットフォームの中に農林水産省職員、あるいは研究シーズに通じたコーディネーターを配置して、民間企業、あるいは農業者の方々のニーズと、それから大学のシーズを結び付ける役割を担ってもらいたいと考えています。また、経済産業省や文部科学省が10年来取り組んでいるものと類似した構想であるため、応用できるところがあるので

はないかと、こういうご指摘も頂戴いたしました。

例えば、経済産業省の産業クラスターの構築において、コーディネーション機能が重要な役割を果たしているということですが、これについては俯瞰的な視野や専門的知見を有する優れたコーディネーター人材の確保が必要。こういった課題も報告されておりますので、今後そういった成果、課題を分析しながら農林水産分野のコーディネーターについて人材の育成と確保の両面で充実していくことが重要と考えております。

最後に、中嶋部会長からご指摘がございましたが、金融の視点が重要という点について、ご指摘のとおりプラットフォームの仕組みにおいて、研究開発投資とか、橋渡し機能、こういったものが重要だということですから、金融機関にも是非プラットフォームに参加いただくよう取り組んでいきたいと考えております。

○中嶋部会長 ただいま事務局からご回答いただいた点につきましてご意見がありました場合には、意見交換の場でご発言いただければと思います。

それでは、本日用意いたしました議題に入りたいと思います。議題、「新たな食料・農業・農村基本計画について」は、「（１）農村の振興に関する施策について」及び「（２）活力ある農山漁村づくりに向けたビジョンについて」となっております。互いに関連する内容が含まれておりますので、まとめて説明し、その後、意見交換を行いたいと思っております。

それでは、順次事務局からご説明をお願いいたします。

それでは、（１）及び（２）につきまして、農村振興局からお願いいたします。

○農村振興局長 資料１－１をご覧くださいと思います。農村の振興に関する施策についてでございます。表紙をめくっていただきまして、活力ある農村づくりに向けた取組について、というところでございます。農村の振興に関する施策の総論という位置付けでございます。

まず、２ページでございます。農村では人口減少、高齢化が都市に先がけて進行しております、小規模な集落が増加しております。このため地域の共同活動による農地等の維持管理が困難となり、食料の安定供給、多面的機能に影響を与えるということが懸念されております。

また、農業、農村の有するこれらの機能につきましては、都市住民も含めた国民全体が享受するものであって、将来にわたる維持・発揮を図っていくことが必要であると考えております。

次に3ページをご覧ください。こうした観点から農村の活性化を図っていくためには、1つには農村における雇用の確保等による所得の向上を図ること、2つ目には地域のコミュニティ機能の維持を図っていくこと、3つ目には都市と農村の交流を促進していくこと、こういったことに関する施策を総合的に講じまして、農業者を初めとする地域住民が主体となって地域全体で活力ある農村づくりを進めることが重要であると考えております。これらについて、順次説明してまいります。

まず、1つ目でございますが、多様な分野における地域資源の積極的な活用による雇用と所得の創出についてでございます。

5ページをご覧ください。農村への若者の移住、定住を促進して、地域に賑わいを取り戻していくためには、農業と周辺産業の活性化によって地域の雇用を創出して、農村における所得の向上を図っていくことが必要でございます。

このためには、農業を魅力ある産業としていきますとともに、地域資源を活用して、右下の方にありますけれども、6次産業化などによる地域資源の高付加価値化や周辺産業の取り込み、さらにバイオマスを基軸とする新たな産業の推進、再生可能エネルギーの生産利用等の推進を図ることが重要でございます。

次の6ページは、6次産業化に関するものでございます。地域の農業者等が自ら生産した農産物等を活用して6次産業化に積極的に取り組むということによりまして、農村に新たな所得と雇用の機会を創出する必要がございます。このため、右下の枠内ですけれども、ここに掲げられておりますような様々な施策を推進する必要がございます。また、このような取組を面的に拡大するために、産学金官など、地域の関係者で構成される協議、連携の場の活用等によりまして、地域全体で加工、直売等に取り組む地域ぐるみに6次産業化を推進していくことが必要であると考えております。

これらを通じて、この四角の下の括弧書きにございますけれども、地域の主体となる農業者等の所得の拡大に加え、地域内における原料、資材の調達、あるいは労働力の確保、資金調達等を通じまして、地域に広く6次産業化の取組の地域活性化の効果を波及させる必要があると考えております。

次に、7ページはバイオマスでございます。農村等に存在する木質バイオマスとか、家畜排泄物、食品廃棄物などのバイオマスを効果的に活用した事業の創出、地域における自立的なエネルギー源の確保といった地域づくりの取組を推進する上で、バイオマスは重要な役割を果たすものであると考えております。

このようなバイオマスの活用につきまして、事業化の取組を持続的かつ自立的なものとしていくこと、それから、生み出された経済的な価値が農業振興や農村の活性化につながる形で地域に還元されることが必要でございます。このため自治体を核に農業者や食品産業者などが連携して、広く薄く存在するバイオマスにつきまして、事業化が可能な量、製品価格に見合う経費で調達するという仕組みづくりなど、地域におけるバイオマスの利活用の構想の策定を促進していく必要がございます。

8 ページは、再生可能エネルギーについてでございます。農村における再生可能エネルギーの生産利用の推進に当たりましては、農村に豊富に存在する資源を再生可能エネルギーに活用することで、地域に新たな価値を創出しまして、そこで発生するメリットを農業の発展につなげることによって、農村の活性化を図るということが重要でございます。

このため、農村固有の資源の再生可能エネルギーへの積極的な活用、また再生可能エネルギーの地産地消の推進、それから再生可能エネルギーに取り組む環境の改善、電力システム改革への対応を推進する必要がございます。

なお、この分野に関しまして、固定価格買取制度について、現在、経済産業省、具体的には総合資源エネルギー調査会の新エネルギー小委員会におきまして、電力会社の接続申込みの回答保留問題を含めまして、見直し等の議論が進められております。農林水産省といたしましても、先日その場におきまして、農山漁村の活性化の観点から見た、固定価格買取制度の在り方について、意見を述べたところでございます。ここでご紹介を細かくしている時間はございませんけれども、その内容はお手元の資料1-2の参考資料の中、具体的には68ページ以下に掲載しておりますので、またお目通しいただければと思います。

次に、大きな2つ目でございます。「集約とネットワーク化」による集落機能の維持と農地等の維持・管理についてでございます。10ページをご覧ください。

地域のコミュニティ機能の維持を図るためには、地域住民が主体となって取組を進めることが必要でございます。そのためには、地域住民が中心となって話し合いによって、地域の将来ビジョンを策定することが必要でありまして、その際複数の集落、具体的なイメージとしては、基本的には小学校区、大字単位等を想定しておりますけれども、そういった複数の集落において、基幹集落への諸機能の集約、それと集落間のネットワーク化をいかに形成していくかが課題であると考えております。

この将来ビジョンの策定に基づきまして、地域住民主体による計画的な土地利用、生活環境施設等の再編整備、地域に必要なサービスの提供を担う人材や組織体制の整備・育成

等を推進する必要があると考えております。

また、さらに集落の人口減少や高齢化が進みまして、農地等の維持管理主体の確保が困難な集落が増加するということが予想されることから、農地等の維持・管理においてもこうした集落間のネットワークによる連携した取組が必要であると考えております。

11ページからは、これまで実施してきている具体的な施策を掲げてございます。まず、多面的機能支払ということでございます。農業・農村の多面的機能を支える地域の共同活動を支援する多面的支払というのを今年度創設したところでございます。

これは農地の法面の草刈りですとか、水路の泥上げ、下に書いてございますけれども、そういった簡易な水路の補修、そういった地域の共同活動を支援するために講じてまいりました農地・水保全管理支払というのがございます。これを拡充する形で設けたものでございます。

国や地方公共団体が連携して、集落への啓発、普及、事務手続に関する支援等を推進いたしますとともに、第三者委員会の検討を踏まえて実施状況の点検、把握、効果や課題の検証を行いながら、施策に反映していく考えでございます。

また、12ページは、中山間地域等直接支払制度でございます。これは中山間地域等の農業生産条件の不利を補正するために、平成12年度から実施しているものでございます。これは農業生産活動を維持するための活動に対する支援ということでございまして、これを通じて耕作放棄地の発生を防止するなどの効果が得られているところでございます。

この制度は来年度から第4期対策を実施する予定でございますが、その第4期対策では将来にわたって条件不利地域において農業、集落を維持していけるように体制整備のための女性や若者等の参画を促進しますとともに、集落間の連携活動等を支援することとしております。

それから、13ページは、鳥獣被害の対応でございます。こうした共同活動を支援していく中で、鳥獣被害の増加というのは大変支障となるものでございます。農家の離農、あるいは住民の集落外への移転の原因ともなり得るというものでございまして、その被害対策が喫緊の課題となっております。被害の深刻化、広域化に対応いたしまして、右側の施策の検討方向ですけれども、被害防止活動の実施体制の強化。捕獲に重点化した対策の推進、また効果的、効率的な捕獲等の技術の開発・普及。捕獲鳥獣の有効活用ということを推進することとしております。獣種や地域の実情に応じた対策が実施できるように行政や生産

者、団体、現場等が一体となって取り組むことが必要でございます。

それから、3つ目は、都市と農村のつながりの強化についてでございます。15ページでございます。

まず、都市と農村の交流の促進についてです。都市に農村の魅力を発信して、都市住民を呼び込むことで、雇用の場や安定した所得の確保に結び付けるということは農村にとっても大きなメリットがございます。

さらに都市と農村の交流の促進が都市住民の農村への移住、定住につながるように、必要な情報の提供やお試し居住といった多様なきっかけづくりの提供などの取組を都市住民のニーズに応える形で発展させていくことが重要でございます。

16ページでございますが、近年、農山漁村や都市と農村の交流に対する関心が高まっております。農村における観光や教育、福祉等への活用に対するニーズの高まりもでございます。こうしたことを踏まえまして、都市部の人材、若者、女性、高齢者の視点を活かして、地域資源を活用した魅力ある地域づくり、観光、教育、福祉等との一層の連携による新たな需要の開拓などによって、一過性の取組に終わらせないで、農村の所得雇用の確保につなげていくことが重要であると考えております。

17ページは、都市農業の振興についてでございます。都市におきましては、都市農業や都市農地を保全すべきであるという意見が多数を占めるに至っております。このような都市住民の期待に応える観点から、都市農業が有する多様な機能の発揮に向けまして、都市農業の持続可能な振興を図るための取組を推進する必要があるとございます。

また、人口減少社会へと移行する中で、住宅と農地が共生するまちづくりを適切に行うということが新たな課題となってきておりまして、国民的な合意形成を図りながら施策の具体化を推進していくことが必要であると考えております。資料の1-1は以上です。

続いて、資料2をご覧ください。活力ある農山漁村づくりに向けたビジョンに関するご報告でございます。

この「食料・農業・農村基本計画」の見直しと同時に進めております活力ある農山漁村づくりに向けたビジョンの検討につきましては、今日、ご出席の松永委員を初めとする6名の有識者からなる検討会を開催して、これまで4回の会合を行ってきたところでございます。

この企画部会でも一度検討状況をご説明したところでございますが、その後10月末に行いました第4回の会合におきまして、ビジョンの作成に向けた論点整理を取りまとめでい

ただいたところでございます。今日お配りしているのはその資料でございます。

各項目につきまして、簡単にご紹介させていただきます。まず、1ページでございます。

田園回帰の動きの広がりというタイトルでございます。一部の地域におきましては、若者世代を中心に農村に新たな価値を見出して、地域の新しい担い手として様々な分野で活躍するといった現象が見られます。それが人口減少問題の克服や多面的機能の維持・発揮にどのように貢献できるのかということが論点として上がっております。

また、田園回帰を促すと取組として、自治体や地元コミュニティの受入れの熱意、あるいは情報発信、移住希望者が地域の仕事や暮らしに関する情報を入手できて、お試的な居住ができる環境の有無といったところがポイントとなるのではないかとということが論点として整理されております

2ページをご覧ください。地域資源や人材を活かした地域経済の活性化ということでございます。これにつきましては、農村の活性化を図るためには農業を成長産業とするとともに、地域資源を活用した6次産業化に取り組むなど、地域内経済循環のネットワークを構築して、地域の雇用を創出して、所得の向上を図るとということが重要であるとされております。

また、若い世代の人たちが地域資源を活用したビジネスを起こして、民間主体で地域の課題解決に取り組むということで、地域コミュニティの活性化に寄与していく社会的企業の事例も見られるとされております。

また、都市で経験を積んだ方、あるいは女性など、多様な人材が農山漁村で活躍する事例が見られまして、こうした人材の活躍を積極的に評価していくことが必要ではないかとということが論点として掲げられております。

4ページでございます。3つ目として、地域のコミュニティ機能の維持・発揮についてでございます。ここにつきましては、「拠点+ネットワーク」ということの形成によりまして、拠点を中心に地域全体として人、モノ、サービスを届けるといった流れを創出して、農山漁村に賑わいを取り戻すということが重要であるとされております。

地域の暮らしを支える組織の取組として、集落が担ってきたコミュニティ機能の補完、あるいは行政機関が実施してきた公共サービスの実施など、積極的な意義付けが必要ではないかとということが論点とされております。

また、集落機能の低下に対しましては、集落間の連携による農地との共同管理によって、多面的機能を効果的に維持・発揮させることが必要ではないかとということが論点とされて

おります。

それから、5ページの「4. 都市と農山漁村のつながり」についてでございます。都市と農山漁村の交流は農山漁村に対する都市住民の理解を深めるとともに、農山漁村で暮らす方々にとっても地域の魅力の再発見など、様々なプラスの効果を生むのではないかとされております。

そして、都市と農山漁村の交流機会の提供は、都市住民が農山漁村に興味を抱くきっかけとなって、さらには移住・定住に結び付くなど、多様なライフスタイルの選択肢を広げることにつながっていくという点を積極的に評価するべきではないかという点が論点として整理されているところでございます。

今回の論点整理を踏まえて、議論を更に深めていただきまして、年内に中間取りまとめを行うことを考えております。そして、来年の3月までに新たな基本計画の策定と合わせまして、活力ある農山漁村づくりに向けたビジョンを策定する予定でございます。私からの説明は以上でございます。

○政策課長 この他、本日は萬歳委員から事前にJAグループの自己改革について、という資料を提出していただいております。資料4としてお手元にお配りしております。資料の説明は以上でございます。

○中嶋部会長 それでは、これより意見交換を行いたいと思います。いつものことですが、発言の際には挙手をしていただき、私から指名させていただいた後にご発言をお願いいたします。

できれば5分程度でおまとめいただき、ご発言いただければと思います。もし、最後に時間が余れば、また第2ラウンドでご発言いただければと考えております。先ほども申し上げましたけれども、前回の企画部会における委員発言に対する回答、コメントにつきましてもご意見等があれば、ご発言をお願いいたします。

それでは、山内委員、その後、山口委員、お願いいたします。

○山内委員 4点申し上げます。1点目が再生可能エネルギーに関わる点でございます。前回私が申し上げましたが、その後、経済産業省の新エネルギー小委員会で農林水産省の方から再生可能エネルギーに関わる意見を取りまとめて発言いただいております。迅速な対応、大変ありがとうございました。地域活性化に資する視点から再生可能エネルギーによる農山漁村の活性化を簡潔にまとめられておられますので、大変わかりやすく説得力のあるものだと思います。心強く感じているところでございます。

農村の地域社会づくりにおきましては、また、エネルギー需給の観点から非常に重要なテーマであると思っております。太陽光発電は昼は発電しますが、夜は発電がないため、一日全体で見ると常時発電ではなく不安定な電気になっています。この点も、電力会社による買い取りの上で大きな課題の一つだと感じておられるようですが、農村社会での可能性が大きいバイオマス発電、中小水力、地熱発電は24時間通して発電を続ける安定電源になります。こういった点も含め、接続保留をやめさせるよう、農林水産省の方からも改めて強く働きかけをお願いしたいと思っております。

2点目、農村振興に関する点、これから3点申し上げますが、1点は若者の都市への流出が大きな問題であると思っております。子どもたちが農村でのびのびと暮らせるよう、そしてまた魅力ある場所にするように農村をつくっていくことが必要かと思っております。

ただ、いろいろな事例が出てきておりまして、11月6日の朝日新聞夕刊に農業大学や農業高校をモデルとした小説や漫画などが大変好評であるという記事が載っておりました。あさのあつこさんの小説の『グリーン・グリーン』、『銀の匙』、『もやしもん』とか、私も愛読しております。そういったものが非常に好評であり、それを買ってもらっている若い人たちがいるということを示していると思います。

ただ、残念ながら実際の農業高校卒業生、大学の農学部卒業生が農林業に就職する率はまだ2%から3%ということで低いので、こういった潜在的な可能性を伸ばしながら、生き生きと働けるような場所をつくっていくことが必要かと思っております。

もう1点、子どものことに関してですけれども、森のようちえん、森のほいくえんというのが少しずつ注目を浴びてきていると思います。保育園や幼稚園の施設を持たず、子どもたちを保育時間ずっと、森の中、林の中で育てるという保育園になっております。こういった新しい取組も森林や田園の資源を利用する大きな意味のあることだと思いますので、文部科学省とも協力しながら、展開されたいかがかかと思っております。

最後に、この農村振興に関しまして、注目していただきたい制度が来年から始まりますので、一言申したいと思っております。

今後の農村の在り方を展望するには、農業地域のみだけを対象とした施策ではなく、近接する都市部を含めた地域全体の問題と捉えた施策展開が必要と思っております。国や自治体が横断的に協力しながら住民参加も得て検討するべきだと思いますが、その1例いたしまして、来年から生活困窮者自立支援制度がスタートします。厚生労働省の管轄ですけれども、名称からしますと一部の貧困な方の対策と思われがちですけれども、このとこ

る大きく課題になっております社会的なひきこもり、仕事をしようと思ってもなかなか出づらいついて思っている方々が、出ていきにくい環境や社会がつくられてしまったために、相当な層の方が社会から放り出されている。社会的に排除されている状況を変えていくべく、新しい制度がつくられることになりました。

税金を投入しまして、そういった方々が社会に戻ってこられるように支えあいのある地域づくりをすることが目指されております。この課題の解決に向けて、こういった方々への仕事の場を提供する。就労支援をするというのが制度の1つに掲げられておりますが、実際に豊中市と高知県土佐町、大豊町などは共同で取り組みを始めています。豊中市では、都会部のひきこもりの方に対して、訓練として少しずつ仕事をし、仕事に慣れてもらうための就労支援センターを持っています。ここから高知県に都市労働ではなかなかうまくいかない方をお連れし、インターンシップとして農村で農業労働に就くことで、社会への復帰を果たすという実例が出てきております。

私は、以前にも申し上げましたが、障害者の雇用やメンタルヘルスで問題を抱えた方が復帰されるプロセスに農業という仕事が非常にふさわしい部分があると聞いております。こういったことを新しく始まる制度と合わせまして、厚生労働省、それから各縣市町村の行政の縦割りを廃していただいて、こういった方々が社会に復帰し、実際の労働力として活躍できるような状況をつくるために、協力して実践をつくっていただきたいと考えております。私からは以上です。

○中嶋部会長 それでは、山口委員、お願いします。

○山口委員 それでは、4点ほど申し上げたいと思います。まず1点目、この地方創生のテーマがこれだけ国全体でテーマになり、担当大臣もできたわけで、その下に当然組織づくりが徐々に行われると思います。この組織づくりに当たって、やはり一番大事なことは、いろいろな省庁からの混成部隊でその方々が数年後にはまたもとのところに戻るのだと、そういう意識のもので集められたのではやはり腰を入れた仕事にならないと思います。

当事者意識を持った人たちがこれに当たるということが大事で、もともと省庁間の壁というのは、何度も議論されています。そういう意味でこの問題が本質的になくなるためには、やはり省庁間の異動のルール化、つまり両サイドの視野を持つ人材層が分厚くできてくることとか、省庁間の移動経験者がいわば政府全体の中で高い評価を受け優遇される。そういうところまで視野に入れたような組織づくりということが非常に大事ではないかと私は思います。

2点目は、地域産業を起業するあるいは継承するためには当然あらゆる事業を起こすときの必要な3要素、つまりよく言われる人・モノ・金が揃うことが必要です。この地域創生に関して、この人・モノ・金のことを考えてみますと、モノについては今日の説明の中にも地域資源という言葉がありましたが、それぞれの地域に非常に個性的な自然があったり、特産品があったり、行事、文化があるわけで、それを活かすような個性ある地域ということはこの底にあるものを中心に考えるということが非常に大事だと思います。

金についてはこの前も申し上げましたが、今までのこうしたことへの金融支援の在り方というのは、助成金が極めて主体でした。金融支援の仕方というのはいろいろな形があり得るわけで、この間、6次産業化でファンドが立ち上がりましたけれども、ああいうことも含めて、いろいろな支援の在り方を想定する必要があるのではないかと思います。

それから、人の部分ですけれども、農業は非常に難しい技術、専門性が必要になる部分がありますので、この前も話したとおり熱意、あるいは農業技術、同時に合理性を備えた人材が不可欠です。こうしたものを若年層、あるいはシニアの中からどう人材確保するかということだろうと思います。若年層については、後ほど4点目でお話をします。シニア層については、後継者の人材バンクというような構想があってもいいのではないかと思います。

この前、企業の定年退職者、あるいは60から65歳に延長されることと関連して、人材バンク登録、あるいは行政主導でシニア労働市場の形成を図るといったようなことを申し上げました。いわばハローワークシニア就活室のようなものができて、そこには企業なり経済団体なり、NPO法人なり、技術系の役員のOBの方が応募をする、農村で必要とされるような人材とのマッチングを図る場ができるというような組み立てがあってもいいのではないかと思います。

3点目に、ローカルの強化をしていくために、外需を取り込むというのが1つの大事な要素ですが、観光事業がその大きな要素として考えられているのは共通であります。この観光振興、あるいは観光の経済圏を発展させる。そのための要諦というのは、私は連携にあると思います。視野の広い成長産業と言われてはいますが、それを実需化するというためには、各産業領域、各プレイヤー間の連動、連携というものが不可欠だろうと思います。

いくつか例を挙げてみますと、例えば地域間連携、従来は県単位、地域単位でその観光地図だけができていたりしていますが、これをやはり1つの経済圏全体に対して地図を

つくることが大事であります。従来競合していたプレイヤーが連携する。例えばJRと私鉄で成田空港富士山直行列車を走らせるというような話がありました。あの種のことがたくさん行われる必要があると思います。異業種間の連携も大事であります。官民の連携というものも今年はツーリズムエキスポジャパンということで、国内旅行、海外旅行、それから海外からの訪日旅行、これは従来別々に行われていたものを今年初めて三位一体で行われるようになりましたが、そういう官民連動を具体的に進めていくということが非常に大事だと思います。

あるいは省庁、地方自治体の連携も大事で、ビザ発給緩和があれだけ効果があったわけですが、例えばクルーズ船対応の港湾設備を設置するという点についてもそういった連携が必要だろうと思います。

農林水産省関連で言えば、グリーンツーリズムを具体化しようとするれば、当然農水省と観光庁でどう連携するかということになるだろうと思います。最近では、国家間の連携まで出ているわけで、ASEANは来年統合されますが、ASEANの事務局長は自分の国ではなくて、ASEAN地域にどう外から観光客を呼び込むか。そのための連動施策を組むということを見ていました。

4点目は、地域におけるヨーロッパにデュアルシステムというようなものがあるようです。この日本版というのを考えていいのではないかという点であります。これが先ほどのヤングを地元に残すということの1つの手立てになるわけですが、つまり教育と地元企業、これが連携して相互交流をするような教育プログラムをつくるということで、職業高校、高専、大学、そうした地元の教育機関でそういう職業に直結するような教育プログラム内容をつくる。これは若者の地元定着につながる有効手段になると思いますし、先ほどのご説明の中にもあった田園回帰、地元回帰の意識が出てきているわけですが、それをしっかり更に助長して地元で若者を定着させるというような施策の1つとして、この日本版デュアルシステムというようなことを考えていいのではないかと思います。

○中嶋部会長 他にはいかがでしょうか。

それでは、藤井（雄一郎）委員、松永委員、お願いいたします。

○藤井（雄）委員 それでは、2点ほど発言させていただきます。まず、鳥獣害対策と地域の保全活動について、併せてお話ししたいんですけども、まず北海道の過疎化が進んできたりしている地域の中では、非常に人を出して、その保全活動をするという時点で、もう人がいないというような状況が進んできています。

特に、そういう過疎化地域を通い耕作と書いてありますけれども、持っている土地が100町、200町という状況になると、そのスキームで保全活動をしろと言われても、もうはっきり言って無理な状態が出てきています。さらに、鳥獣害対策に関しても、きっちりやれているところもあるんですけども、やはり過疎化地域でその対策自体地域が動いてないような状況だと、非常にノーガードと、シカ柵とか何かをもう維持できないんです。

北海道の場合だと、ヒグマの害もかなりひどくて、デントコーン畑が野球場の内野1面ぐらいクマにやられるとかいう害も実際に出ておりまして、この地域の住民で何とかというのも場所によってはカバーしきれないような状況が出てきているということのをちょっとご理解いただきたいなと。そういったところでどうしていくのかということのを併せて考えていただきたいなと思っております。

もう1点は、再生可能エネルギーに関して、これは山内委員からお話がありましたけれども、やはりバイオマスの有用性を考えますと、売電収入だけではなくて、消化液の利用という面でも環境対策、また肥料の部分のコスト削減ということも併せてできるということもありますので、是非積極的に推進を図っていただきたいと共に、やはりその電力会社との中でなかなか現状進んでいない面があります。送電網の問題もありますし、あと契約の順番等もありますが、地域のことを考えますとやはりそういうものを何とか優先的にやっていただくよう推進していただけないかなと思っております。

消化液に関しては、畜産農家だけではなくて、畑作農家も併せて利用できるように地域でうまく消化液を利用できるようなことになると、畜産農家としても糞尿処理が適切に行われたり、耕種農家は当然肥料コストが削減できると、こういったように合わせた取組ができると思いますので、そういった面でも、是非推進していただけるといいのではないかと思います。

○中嶋部会長 それでは、松永委員、お願いいたします。

○松永委員 先ほどご説明いただきました活力ある農山漁村づくり検討会の方にメンバーとして、参加させていただいていますので、そこでの議論等を含めて更に付け加えさせていただきますと思います。

今回、資料2ということで、中間報告的に論点整理ということで、まとめていただいているところですが、基本計画の方が長期的な人口減少を前提としながらも、当面5カ年の基本計画ということのをされている、それに対してこちらの検討会でのビジョンというのは比較的今後の長期的な視野、将来像に立って農山村というものを国民全体でどうい

うふうな視点を持つてばいいのかということを中心に議論しております。

そうした中で、特に強調的に議論しているところが1つ目のキーワードになっております。田園回帰という言葉です。田園回帰という言葉自体が新しい印象があるんですけども、都市から農村へ人口が移住する。あるいはU、Iターンが増える、そうした狭義の田園回帰、都市から農村へのベクトルというよりは、むしろ広義で農村の中でどうやって地域コミュニティに積極的に関わろうとしていく人材、必ずしも農村に住んでいない都市の住民も含めて、農村の中での地域資源、そこでの農業、そうしたものを社会的な価値として積極的に位置付けていこうという、幅広い意味を含んだ言葉、それが田園回帰かなと思っております。

もう一つ、田園回帰というのは、これまでの成長社会の中で、今地方創生の議論になっていきますけれども、東京一極集中で人口が都市に集中してきた。それに対して成熟社会、人口減、超高齢化の中では田園回帰というか、あるいは東京一極集中というふうな、そうした思想をくんでいるものかと理解しております。

それから、2つ目ですけれども、実際に農村に向かう若者というのは、数として見れば、東京に向かう若者と農村に向かう若者と比べてみれば、依然としてももちろん少ないわけですが、確実に増えている。それは農林水産省さんですずっとされてきた「田舎で働き隊」とか、様々な制度を活用した方もいれば、積極的に農村での地域の暮らしというものをライフスタイルの1つとして選択している若い世代が台頭してきていることに注目しています。その中で、実際にどうやって仕事をつくり出していくのかというのがキーポイントになるかと思えます。

2つ目のところで、地域経済循環の構築ということと併せて社会的企業の新たな取組、ソーシャルビジネスということを書いていたのですが、農村に向かう若い世代というのは、必ずしもすべてが新規農業者として就農しているわけではなく、むしろその側面にあるような、都市と農村をつなぐコーディネーター役、新たな社会的な課題、例えば地方自治体が財政難で縮小してしまったような、交通、福祉、過疎化に進展してきた地域に内在するような課題にチャレンジするようなビジネス、そうしたものが非常に増えてきている。

農業に特化してはいいんだけど、その周辺にあるような事業、6次産業化も含めて、社会的企業と呼んでいますけれども、そうしたことに対する国民の意識というものを高めていく必要があるし、何らかの政策的な支援というものを持続的な動きとしていくために

も必要とされるところではないかと思っております。

いずれにしても、このビジョンというのは、5年の基本計画の具体的な施策としてどう反映されるかというよりはむしろ長期的な展望に立って農村での暮らし、あるいは都市住民であっても農村に対する意識というものを広めていこうというふうな考えに基づいて、幅広い視点に立って議論しているところであります。

それから、もう一つ、農村の振興に関する施策ということで、4点にわたってご説明いただきました。その中で、1つご質問というか、最近の動きと併せてちょっと考えさせていただきたいことがありました。

10ページの集約とネットワーク化による集落機能の維持というところですがけれども、地方創生の議論でも、人口減少地域に対して、どう集約化していくか、それをどうつなげていくかということが議論されているところです。これは省庁横断的なテーマだと思っております。国土交通省の方ではグランドデザイン。それから、総務省の方でも集約とネットワーク化ということが過疎対策室の方から具体的な施策として挙がってきているところです。

そういった中で、実際に中山間地域の集落を定点観測していると、実際に集約とネットワーク化が起こっているなと思いますのは、農林水産省の施策展開と一致するところが大きいんですけども、中山間地域等直接支払制度、12ページ以降にありますけれども、今回、多面的機能支払ということに継承されている施策です。現場にとってみれば、国から直接に交付される資金というものは中山間地域条件不利地域にとっては、非常に恩恵を受けている地域が多いですし、継続されていることは現場でも非常に実感されている貴重な政策かと思えます。

そういう中で、十数年、この政策されている中で、大きな転換があるなと思うのは、この制度に適応される集落というのは依然として比率は高くあるものの、事務作業、この交付金、この制度を受けるために、集落は非常に高齢化していますが、その中で事務作業を担える人自体が減ってきている。

実際に、限界集落等でこういった事務作業ができなくなったところが、隣の集落、基幹集落に委託して事務作業をしてもらっている例が、ここ5年ほど加速しているなと思います。そうした場合に、事務作業をしているような集落というのはNPO法人を立てたりして何とか通常の協議会、地域の自治組織なんかではそうした収益業務が担えないので、法人化で対応していることが多いですけども、そうしたことが制度は拡充されているけれ

ども、実際に担える人材自体が少なくなっているという問題も踏まえて、検討していくべきではないかと。実際に担っている方、その方がいる集落というのは役場の市町村のOBであったり、事務作業に長けた人材がいるところにそうした事務作業というのが集約されている印象であります。

制度は非常に現場にとってはありがたいけれども、自分のところは事務作業が担えないからもう制度は入らないというような議論も出てきている現場もあると思いますので、そうした事務作業というものをどう制度普及、そのためにしていくのかということも併せて検討していく必要があるのではないかなと思います。

○中嶋部会長 それでは、小林委員、三石委員、そこで一度区切って、事務局の方からお答えいただくという段取りにしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小林委員 全般的にこの資料は非常によくまとまっているなという感じがするんですが、ちょっと迫力がないなという感じも同時にしまして、なぜだろうと考えていきますと、いろいろな施策に関しての時間軸と、定量のイメージがもう一つわからない。皆さんもちろんやっておられるのかもわかりませんが、すみません、不勉強かもしれませんが、やはり時間軸と定量のイメージがあれば、いろいろな施策にもものすごい迫力が出るのではないかという気がいたします。

それともう一つ、これも全般的に言えるんですけども、誰がそれをやるんだと、誰が主語なんだということです。こういうことに取り組もうとか、これはやらなければいけないとか、それはそのとおりだと思んですが、本当にそれは固有名詞として、誰がやるんでしょうかということは、これから是非焦点を当てて議論していただいたらいいなと思います。

農業の振興に関するものに関しては、僕はこのとおりだと思います。多分これからのポイントは2つぐらいあるのではないかと思います。1つは、地産地消ということを実際に大事にしなければいけないと思います。その地域が持っている特性、あるいはその地域が持っている消費のボリューム、それをうまくバランスを取りながら、地産地消ということに軸足を置いて新しいことをやっていくんだということ。

もう一つはないものねだりではなくて、あるもの探しをもう一回各地域にきちんとやってもらおうということを徹底して、各地域の特性を出したようなイメージをどんどん発信してもらおうというのが、大事だというふうに思います。

それと6次産業化に関しても、これは僕が経済界にいるからではないんですが、経済界

とwin-winの関係をきちんとやっつけていこうじゃないかということで、小さくてもいいので、いろいろなところで、情報交換から始まって、今、JAさんと経団連でいろいろやっているような延長で、本当にきめ細かく1個1個つくりながら、勝てる方程式をつくっていく、win-winの形をつくっていく、そういうことで是非お願いしたいなと思います。

ちょっと本論から離れますが、たまたま10日ほど前にシリコンバレーに行っておりました。毎年必ず11月に行くことにしているんですが、今年は際立って違ったことが1つありまして、いつもICTとかインターネットとかに関する投資をどんどんベンチャーの連中はやっているわけです。クライナー・パーキンス、フェイスブックやグーグルに出資をしたところなんですが、今年は、農業、インフラ、ロボットといったのが非常に印象的でありました。彼らは当然いろいろなお金を投資家から預かって、それをマネーにしているわけでありますので、きちんとしたリターンを出さないととんでもないことになっちゃうわけです。農業というのが3社、4社から出まして、そうなっているんだということを再認識しました。

彼らはインハウスファーミング、室内農業ということをしていました。ともかく我々日本におりますと、ややもするといろいろな議論の中で人口減少ということでシュリンクすると思うんですが、一方でちょっと視点を変えますと、70億か100億になるという人口増大のところもあるわけです。彼らは既にそういうところを見出しているということではないかと思います。これからの第一次産業に従事している方もそういう観点で、閉塞感だけではなくて、これからどんどん脱皮していくという思いで、ご指導いただいたらいいのではないかと思います。

○中嶋部会長 それでは、三石委員、お願いします。

○三石委員 若干内容がオーバーラップするところがあるかもしれませんが、1つ農村の振興という観点で見たときに、いろいろな施策が出されていますので、是非忘れないでいただきたい視点を述べておきます。基本的に農業を若い人にとって魅力ある成長産業とする、すなわち農業や農村が魅力あるというのはどういうことかといえば、ここに本当に住みたいか、ここで生活していきたいか、ここで生活して家族を養っていけるのだろうか、私の人生これで良いのだろうか、これらにしっかりと応えているかということです。

突き詰めてみれば、自分が親になったときに子どもにこの仕事を伝えていけるのかどうか、ということになります。先日、果樹部会で和歌山の視察をさせていただきました。その時も似たようなコメントを生産者の方は言うておられました。自信を持って自分の仕事

を自分の子どもに伝えていけるのかどうか。現在の状況であれば、それが難しいのであれば、そのためにどういった支援を我々ができるのかという視点を絶えず忘れないで、この農村の振興に取り組んでいただきたいなという気がいたします。

あなたが農業をやる人、私は外から支援する人ではなくて、やはり実際にやっている人が自分の子どもや家族にしっかりと勧められる。そういう視点がすごく大事ではないかなという気がいたしました。

2点目は、何件か出ているのですが、その切り口が若干違うときもあるということです。私は、6次産業化とか、この農村の問題というのは、一言でいうとローカルフードシステムの問題だと思っています。一方、食料と農業となると、ローカルもグローバルも、つまりグローバルフードシステムも関わってくる。海外から穀物を持ってきて、国内でうまく供給するというグローバルなフードシステムもあれば、先ほど話に出た、地産地消、それから先ほどの松永委員のコメント、検討会の中で出ていた地域内の経済循環もあります。こういうものはまさにローカルフードシステムの問題です。そうすると、大きな計画をつくるときに、グローバルな視点で見なければいけない部分とローカルな視点、当然重なる部分はあると思いますが、この2つで少し色分けをしてみると、また違ったものが見えるのではないかなという気がいたします。

それから、最後、この場で言うていいのかどうか少し私は悩んだのですが、後ほどもしかすると萬歳委員からコメントが出るかもしれません。JAグループの自己改革についての資料を拝見させていただいて、一番最初の自主自立の協同組合としての自己改革という点、これは良いのですが、私は言葉というのはすごく大事だと思います。

農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化の実現に向けてという、この基本目標、これはそのとおりなのですが、それだけではないだろうなというのを非常に強く感じます。何で私があえてこういうことを言うかということ、外から見ていて、農林水産省とJAグループ、あるいは財界とが、ぎすぎすしたり、うまく行かなかったり、いろいろなものが見えるわけです。その時に先ほど奥原局長が言われましたけれども、やはり経営までを考えるとという形になると、農業生産の拡大だけではないだろうなと思います。当然生産したものを販売して、その結果として、農業者の所得が増大する。営農という言葉がありますが、農業を経営して、うまくいく、ということです。

2ページ以降を見ていくと、中身は全てそうしたことが書いてあります。ですから、内容として書いてあっても、多分メッセージとして最初に伝わる時に、また違ったイメー

ジが出てくるのではないかなと思います。あくまでも農業生産の拡大なのと、自分たちはつくるだけで売るのは他の人がやって、みたいにとられてしまう可能性が出てくるので、そういった点も含め、農村振興をするときというのは、JAグループが日本の農業の中でそれなりの地位を占めている、かなり重要な地位を占めていること、これはもう間違いのない事実ですので、メッセージの発信の仕方もお互いよく議論してやらないと、つくるだけで良いのではない、しっかりと商品をつくって売って、消費者にも理解してもらい、農家の所得も上がるのだという形のロジックが必要なのではないかなと感じました。

学生には、企業の経営を教えるときにはその収益性と安定性、成長性、この3つを必ず押さえろと言っています。収益性はまず最低限、組織であるならば必要です。そこから先は安定を求める人もいれば、成長を求める人もいる。したがって、ある程度の安定性も必要だし、それからある程度の成長性も必要です。そこをどうやって求めていくか、切り口を少し整理するといただいた資料がまた違った視点で見ることが出来ると思います。批判というよりも、考えている内容をどのように他者に伝えるかという点で、いくつでも改善するところがあるのではないかなという感じがいたします。

○中嶋部会長 それでは、事務局からご回答をいただきたいと思います。

○農村振興局長 それでは順次お答えをしてみたいと思います。まず山内委員から「森のようちえん」、「森の保育園」というお話がございましたが、誠に不勉強で恐縮でございますけれども、充分承知しておりませんので、勉強させていただきまして、施策の展開に活かせるかどうか考えてまいりたいと思います。

それから、同じく山内委員から生活困窮者自立支援制度のお話がありました。これは来年4月から生活困窮者自立支援法が施行されるということは承知しております。そこで直ちに就労が困難な方について、就労の場を提供するということが施策の1つの柱になっていると承知しております

その就労の場という中で、社会福祉法人等が農業活動によって、習慣的な就労の場を提供するという事も期待されているということも承知しておりまして、これにつきましては、新しい制度が来年度からということでございますので、厚生労働省とよく情報、あるいは意見交換をしてみたいと考えております。

それから、山口委員から地方創生の組織体制等に係るお話がございました。この辺につきましては、私の回答できる範囲をやや超えるというふうに考えておりまして、ここはパスさせていただきますけれども、その次に同じく山口委員からその地域産業の3要素、

人・モノ・金ということに関連して、人材の確保というお話がございました。人材バンクのような構想について言及がございましたけれども、私どもも人材の登録をして、ご活用をいただき、マッチングを図るというシステムも持っておりますけれども、これも地方創生本部のもとで、やはり各省似たようなものもあるということから、人材関連の施策の連携、あるいは役割分担、それから地域人材バンク、関連事業の統合といったことが地方創生本部からの指示事項として挙がっております。これは各省ともよく調整をして、私どもも必要な情報の提供などの協力ができるように、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、観光についてのご指摘がございました。ご指摘のとおり、観光と農業の連携で、農山漁村の活性化を図っていくというのは非常に重要なテーマでございます。今日の資料は1ページしか入れてなくて恐縮なのですが、参考資料1-2の116ページに観光との連携というページを1枚加えております。そこにも少し触れましたけれども、観光庁と農水省の間で、農観連携の推進協定といった協定を締結して、それに基づいていろいろ農山漁村の魅力と観光事業を結び付ける取組などを推進するというようなことも逐次進めております。こういったことに限らず、お話がございました様々な視点での連携ということ 키워ワードに農山漁村の活性化に結び付けていくという取組を積極的に推進してまいりたいと思います。

それから、教育と企業との連携の関係について、お話がございましたけれども、それにつきましては、研究をさせていただきたいと思っております。

それから、藤井委員からの鳥獣害につきましては、生産局にお願いしたいと思っております。それから、松永先生からの、私の説明が不十分だったところを本質的なところをご説明いただきまして大変ありがとうございました。

その中で、中山間地域等直接支払制度についてご質問がございました。事務作業が増えていて、高齢化する中でそれが難しくなっているというお話でございます。私どもも認識しておりまして、例えば基本的な考え方として、そもそも必要な書類をできるだけ簡素化するというようなことには従来から取り組んでおりまして、例えば細かく書き込まなくても、いくつか並べておいて、チェックすればいいようにするといったような観点など、できるだけ事務作業を簡素化するという観点を取り入れております。

また、それでも大変ということもありますので、例えばお話にもありましたけれども、複数の集落で連携をして、協定を結んでもらうことによって、まだそういう作業ができる

人材がいらっしゃるところが隣の集落を手伝っていただくというようなことも視野に入れて、集落が連携した取組を推進しているうちの1つとして、そういう事務作業という面も念頭に置いているということでございます。

その他、今回ご説明いたしましたけれども、その集落に若い方に限らず、新しい人材をどうやって来てもらうかというようなことも話し合っ、活動の中に入れていくというような視点も中山間直接支払でも取り入れていくという観点にも立っております。お話にありましたように、これは条件不利地域で活用していただいている制度でございますので、それが引き続き有効に使っていただけるように、いろいろ工夫してまいりたいと考えております。

それから、小林委員から資料について、時間軸とか定量性ということをもっと入れるとイメージがわいて、迫力も増してくるというお話でございまして、今後いろいろな資料を作成するに当たりまして、十分に参考にさせていただきたいと思っております。誰がやるのかということについても資料の中にできるだけわかりやすく入れるという視点も入れてまいりたいと思っております。

それから、地産地消の重要性等についてはご指摘のとおりでございまして、食料産業局とも連携をして農山漁村の活性化という観点からも推進してまいりたいと思っております。

それから、三石委員からお話でございました農業農村が魅力があるということは、そこで住んで、生活して、ご家族を養っていくということが出来るかという観点だというお話がございました。まさにそのとおりだと思います。

私どもとしては、厳しい状況にありますけれども、今回の基本計画の中に農村の施策ということ位置付けて、そして併せて検討しておりますビジョンの中で、もっと長期的な広範な視点でという松永委員のお話がありましたが、そういった視点で、三石委員のお話にあった表現を使うとすれば、都会から農村に入って、農業、あるいは農業に関連する様々な活動に取り組んで、地域振興に自分の人生をかけていくというようなことをやる人がいるとすれば、それでいい、それでいいんだなど、この基本計画なり、ビジョンを見て、勇気付けられるというようなことになるといいなと思いつながら検討しているということでございます。

それから、ローカル、グローバルについては昨今、大変こういった視点がスローズアップしてきております。私どもの世界は基本的にはローカルな世界でございまして、6次産業化、あるいはその他今日ご説明した様々な取組について、農業及びその周辺産業の活性

化という観点、それから住んでおられる方の生活環境の改善、生活面での必要な支援、そういうことをローカルな視点で捉えていくわけですが、その中でも例えば観光との連携の中では日本人だけではなく、外国人の訪問も受け入れて農村の活性化に活かしていくというような、そういう意味でのグローバル的なところも入ってくるのが今の時代かなと考えておりました、今日の資料にもアジアからの観光客の誘致の推進協議会の例を先ほどの資料1-2の116ページにもご紹介しておりますが、そういったこともございます。ご指摘の点を念頭において、今後の施策に活かしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○中嶋部会長 ご担当からご説明いただいておりますが、中座されるということで、ちょっとご発言いただきたいと思っております。

○事務次官 先ほど三浦局長の方からお話をいたしました点で、補足的に申し上げたいところがありまして、発言させていただきたいと思っております。山口委員から地方創生に関する新しい施策を各省連携してどうやっていくのかという問題意識でのご発言があったかと思っております。私も役人をかなり長くやっている中で、最近に至って、省庁間の連携が今までと比べてどうなのかということをよく振り返って考えることがあるわけですが、実は私が若いころには各省というのは非常に高い壁で、各省間の連携というよりは、省庁間の対立といったほうが良いようなことが結構多くあったわけでございます。

その1例としては、例えば国土交通省、旧建設省と農林水産省との間では、農地をめぐる100年戦争みたいなことがありまして、片方の施策を変えようと思って法案を出すと、各省協議の場に引きずり出されて、1日中缶詰にあり、拉致されるのと近いような形で権限の対立ということが非常にもろに出ていたという時代があります。

かつて法律一本を通すときには、閣議決定がいるわけですが、閣議決定の前日には必ず事務次官会議というのがあって、そこで審査が必ず行われるということで、事務方でのその部分も協議が整わないとその会議が開催されないということの厳然たるルールがあったわけでございます。

そういった時代からいたしますと、今、各省の間では、例えば事務次官会議というのを一つとっても、事務次官の会議は省庁の法律を通す事前審査ということは一切しておりません。それを各省がやっている仕事とそれぞれ紹介し合いながら、どうやって連携するかということ、そういったことを目的とした連絡会議という形で行われているということでございます。また、各省の間での人事交流もかつてに比べますとかなり頻繁に行われてお

りまして、子どもはまだその時代ではないわけですが、これからの人間は必ず2回くらい、外の飯を食わないと課長になれないという形での人事ルール、これがもう既に導入されておりまして。

その方向性は更に内閣人事局ができたこともありまして、省庁の縦割りというところを超える取組がかつてに比べればかなり出てきているのかなというふうに思っております。

個々の施策で見ても、観光振興との連携ということについては、例えば観光庁がやっているいろいろな施策にそれぞれの省庁がかなり協力する。先ほども農村振興局の方とも連携協定ができていますし、私が林野庁にいました時も、林野庁と観光庁との間でよく連携しておりまして、いろいろな意味でイベントを共催するとかいうこともかなり進めてきたのかなと思っています。

そういった意味では、かなり時代の変化というのがあるのかなと。当然、マスコミ的には多少省庁間の対立があったほうが楽しいといえますか、記事になりやすいというのがあるわけですがけれども、かなりそこところは工夫されつつあるのではないかと。まだまだそれを総合化した事業を展開するのに、どこまでの実績があるかということについてはまだまだの課題がありますが、そういった意味では、少しそういったことができ得る素地ができてきているのではないかと申し上げておきたいと思っております。

先ほど山内委員の方から、障害者自立支援法の話がありましたが、その中でおっしゃっていたインターンシップということについて、私もいい事例を聞いたのでちょっとご紹介しておきます。

島根県の浜田の水産高校、水産高校を卒業した後、水産への就業率が高まっているということで、何でですかと伺いますと、船の親方のところにインターンシップで乗せているんだと。どういう形でそれが可能なのか、労働安全衛生とかいろいろな問題をどういうふうにクリアしているかというのがありますが、そのインターンシップというのが非常に効果を出していて、それによって漁業への就業率が非常に高まったということを知りました。

インターンシップという言葉が、何人かの方から出ておられたので、そういった意味で就労、就農ということを考えたときの1つの大きな具体的施策として、このインターンシップの見方というのをもう少し強化して、我々も勉強して、施策を強化したいという思いでございます。

それから、先ほど何人かの方から人の問題が出ました。要は、非常に過疎化している中で、誰がこの事業、この仕事を担うのかということについて、その具体イメージがこの農

村振興のところではもう少し強化していかなければいかんというご指摘を小林委員からもいただきました。そこら辺について、一人の人がスーパーマンのように、何でもかんでもできるということでもないでしょうから、どういった形の方々がそこに関与できて、ということをもう少しイメージアップできるように、我々ももう少し詰めさせていただきたいなというように思ったところでございます。

○中嶋部会長 それでは、また担当からご説明をお願いいたします。

○食料産業局長 山内委員からの再生可能エネルギーのお話がありました。確かに今般各電力会社による再生可能エネルギーの接続の申込みに対する回答保留、これが起きておりまして、今後の事業の目途が立たなくなつたということで、農山漁村の再生可能エネルギーの取組に非常に大きな影響があるのではないかとということで、私ども認識しております。

そこで、本日の参考資料の68ページ以降にありますけれども、さる11月5日に経済産業省の新エネルギー小委員会におきまして、かいつまんで申しますと、農山漁村の活性化を図る観点から、固定価格買取制度、いわゆるFITの在り方について意見を述べたところであり、例えば電力系統への接続についても地方自治体等が中心になった農山漁村の活性化を目的とした取組、あるいは安定的な発電ができるという特性を持った水力発電、あるいはバイオマス発電への配慮の必要性について提案したところでございます。

また、このFITと各種法令にかかる事前調整の必要性をこの新エネルギー小委員会で申し述べたところでございます。私どもはやはり農山漁村の持っている資源を最大限活用できる一つの取組でございますので、この各電力会社の接続可能性の検証と拡大方策、FITの運用の見直しに当たっては、今後とも強く申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それから、藤井委員の方から、再エネと関連しまして、バイオマスの発電の話がありました。消化液の肥料利用につきましては、生産局の方から補足させていただきますけれども、まず消化液、そういった副産物が出てくるということは、地域の中でどうやって循環させるか非常に重要なことだと思っております。

以前から、バイオマスの話がありまして、各省庁縦割りだと言って、実は数年前、風前の灯火になりました。そこで7府省が合同して横の連絡をとってみんなで一緒にやろうよということで、現在のバイオマス産業都市という形で、7府省が一緒になってやりましよう。これは当然主役はその地域に住んでいる方々、あるいは自治体、関係者でございま

す。まずその話し合いの場を通じまして、どういう形で施設を置くのか、その消化液を初めとする副産物の流通をどうするか。そういった形で今進めているところでございます。

小林委員の方から、地産地消を含め、6次産業化、産業化の情報提供の話がございましたけれども、現在やっている6次産業化というのは、やはり個別農家が2次、3次を取り組んでいく。あるいは個々の農業法人とかという形に考えておりますけれども、これはこれとして今後とも進めたいと思っておりますが、もう1つは、地域として6次産業化を考えていただいて、地域全体として自治体、あるいは商工、観光の方、それからJA、いろいろな方々がございます。そういった面的な広がりを持つ6次産業化に来年度から予算要求しておりますが、取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○生産振興審議官 鳥獣害につきまして、藤井委員からご指摘がございました。柵で囲ってというのも今までやってきております。環境省の調べによりますと、このような捕獲からいくと、10年後にはイノシシ、シカは2倍になってしまうというふうなことがシミュレーションされております。となると、大変なので、各省協力いたしまして、10年後に今の2分の1にしようという計画を立てて毎年何十万トンを捕獲するという計画にしているところでございます。

ご承知のとおり、ハンターの数が減ってきておりますものですから、その人材育成に努めるということでございます。環境省もそんなに増えると、今まで保護一辺倒だったんですけれども、そんなに増えると生態系もやられてしまうということで、彼らも今度鳥獣保護法改正して、管理していくということになっておりますので、政府全体として協調して捕獲に努めてまいりたいと考えてございます。

消化液につきましては、北海道はまだまけているほうなんてすけれども、内地では農地がなくてまけない、あるいは多少臭気の問題があって使えないということがありますので、この有効利用につきましては技術開発に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○中嶋部会長 それでは、再び委員の皆さんからご発言いただきたいと思っております。

萬歳委員、藤井千佐子委員、お願いします。

○萬歳委員 それでは私から、今日のテーマに対しての我々の考えを二、三申し上げます。自己改革に関しまして、資料配付を願っておりますので、その説明も後ほどさせていただきます。と思っております。

まず初めに、農村振興に関する施策の関係であります。多様な役割を果たす都市農業の

振興という点についてであります。都市農業は農業生産全体の3割ぐらいの供給力を持っており実情です。ご案内のように、新鮮な農産物の供給に加えまして、防災、あるいは環境保全という、いろいろな面で多くの機能を有しているというのはご案内のとおりであります。

また、国民の農業理解への促進にも重要な役割を果たしていると思っております。しかし、現実、市街化区域の農地というのは、宅地化の推進等で、20年間で半減しておるといふ現状がございます。そういう意味では、環境をめぐる変化を踏まえた適切な振興策の確立が喫緊の課題だということを考えておりますので、その点をひとつ意見として申し上げておきたいと思っております。

現在、都市農業振興基本法の制定に向けた動きがありまして、早期に制定をされた上で、基本計画におきましてもその理念の実現に向けまして、取組が着実に進むように、都市農業振興の位置付けをすることが必要かというふうに思うところであります。これがまず都市農業の関係であります。

2つ目は、集落機能の維持、それから農地等の維持・管理の関係でございます。担い手への農地の集積・集約を進めていくことは重要なことであるという思いであります。そういう方向で進められておるといふ状況でございます。一方、農地を引き受ける担い手がない地域が発生しているという現状がございます。そういう中で、小規模の農家、兼業農家等が果たす役割の再評価も含めて、活力ある地域づくりのための方策を検討していく必要があるかと思っております。

農林水産業・地域の活力創造プランに基づきまして、地域政策の一環として、本年度より多面的機能支払が創設されております。初年度の取組、それから先般申し上げましたけれども、地方財政負担の実態、こういうものの検証を行いまして、より生産現場で使いやすい仕組みに見直していく必要があるのではないかという思いがございます。その点もひとつ充分検証願いたいという思いであります。

また、中山間地域等直接支払につきましても、規模拡大、あるいは農地の集約が困難な中山間地がある反面、比較的容易な平地環境もございます。これは制度改正当時から比べまして、生産条件の格差が広がっているのではないかとすることも感じられますので、こういう面の検証をすることも必要であろうと思っております。以上を、今回のテーマにつきましてもの私どもの意見として申し上げます。

それから、先般お願いを申しておりました我々の自己改革につきましてもの中間取りま

めができましたので、この機会に、資料もお配りを頂いておりますので、その内容につきまして、私の方から説明を申し上げたいと思います。

先般11月6日の理事会で決定いたしました。その内容につきまして説明を申し上げます。まず初めに、内容をご覧いただければ、自主・自立の協同組合であり、相互扶助を理念とする協同組合であるということがまず私どもの中心にあります。そして、3年に1度にJA大会を開催いたしまして、自らの意思に基づく改革を行ってまいっております。今後も、我々は自らの改革という基本は変わらないという思いで、取りまとめを図ったところでございます。

今回改めて、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合であるという、このJAが農業と地域のために全力を尽くすことを打ち出しました。当然な話であります。農業者の職能組合と地域組合の性格を併せ持つ協同組合であり、総合事業により農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に取り組むというのが目標であります。先ほど、三石先生からメッセージの発信の仕方が下手だというような話もございました。まさに我々はこの経営というもの、持続可能な経営体が基本にあります。収益力がなければ担い手づくりもならぬわけであります。そういう面では、当然売れるものをつくるということ、これも経営の理念であります。全体のものについては説明を申し上げていたわけでありますが、説明不足の感がございますので、資料の中で、プロダクトアウトからマーケットインだという考え方の中で、当然売れるものをつくるという、この形が当然必要であり、その上で我々の経営が成り立つということだと思っております。収益性があらねばならないということでもあります。

JAの農業振興と地域振興が一体となった取組、これは人口減少の時代であり、高齢化への対応も必要であるという状況の中で、当然雇用の創出、先ほどから出ていますような6次産業化、これこそが地方創生を実現するために必要不可欠であると思っておりますので、まさに我々の農業振興と地域振興が一体となる取組で地方創生を図る必要があると。最大の我々の役割として、その面で農家・組合員の所得向上に頑張ってもらいたいという思いであります。

このような考え方に立ちますと准組合員、これは農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーとして位置付けてまいりたいという思いでございます。いろいろ日本全国で、特に北海道においては、准組合員が正組合員の何倍もおられるわけでありましてけれども、その実態も充分踏まえ、皆さんからひとつお考えを伺いたいたいという思いであります。

中央会につきましては、これは昭和29年に制度の発足があったわけでありまして。今回、状況変化を踏まえまして、自律的な新たな制度に移行するという方向で整理いたしました。中央会の発足当時は、全国に1万3,000の農協がございました。現在はJAの数が全国で700弱という状況になっております。JAは均一ではなく、職員が50名規模から3,000名規模まで格差があるといった状況の変化も踏まえまして、中央会制度の自己改革案を取りまとめた次第でございます。

ポイントの1つは、制度発足時に、行政代替的な機関として国から付与された現行の統制的な権限がありましたが、それを廃止してJAの意思で、地方、全国に組織を設置できる自律的な制度に転換するという考えのもとで中央会を考えております。

もう1点は、組合員・JAの求める経営相談・監査機能、それから代表機能、総合調整機能の3つに機能を集約・重点化するということでもあります。

そして、新たな中央会制度が、組合員・JAが求めるこうした機能を、責任を持って確実に発揮するためには、法制度上、当然農協法上に措置する必要があるということもございます。そういう面での中央会の改革を皆さんにお示ししたところでございます。

本企画部会の皆様におかれましても、その内容につきましてご理解を賜りまして、今後ともご指導を賜れば幸いであるという思いであります。そういうことでひとつ今日は説明を申し上げまして、時間をいただきました。

○中嶋部会長 それでは、藤井千佐子委員、お願いいたします。

○藤井（千）委員 2点意見を言います。資料1-1の10ページの集落機能と農地の維持管理についてですけれども、ここで基幹集落への機能の集約とありますけれども、これは農村への定住促進の上でとても重要なことだと思います。この基幹集落というのがどの程度の人口、または規模を想定しているのかということがちょっとわからないので教えて欲しい。ただ、小さな集落からはるかかなたにあるような基幹集落では集落をネットワーク化することは不可能ですし、更に地域の住民が話し合って、地域ビジョンをまとめるとありますけれども、果たしてそう簡単に基幹集落は形成できるのか、ちょっと疑問です。

地方の現状を言えば、小学校の統廃合、民間企業は支店の統廃合を進めています。医師不足は地方ほど深刻です。民間企業はスーパーとかコンビニとかも含めた民間企業は採算がとれなければ進出しないし、進出しても撤退します。コミュニティバスというのは往々にして財政負担が生じます。参考資料の84ページ以降に道の駅を核とした成功事例が紹介されていますけれども、そういう道の駅があるところは数少ないわけですし、どのように

して生活インフラを整備して、基幹集落を形成していくのかという、これは多分農水省の政策だけでは難しいと思います。

先ほども話が出ていましたけれども、地域創生法案の審議とか、政府を挙げて人口減少、地域再生への取組がなされていますけれども、この基幹集落の形成というのがまさしくこの議論とも深く関わると思います。他の省庁と連携した政策展開への道筋というか、ロードマップをイメージでもいいので示して欲しいと思います。

2点目、資料1-1の12ページの中山間地域等直接支払制度の推進のところですが、確かに効果が上がっているというのはアンケート結果等でもわかります。ただ、一番下に施策の検討方向のところに、女性、若者等の参画を促すなどの、というふうに書かれているんですけども、具体的にはどういう仕組みなのかなということがちょっとわかりにくい。

10月17日の企画部会のこの場で、担い手の育成確保を議論しましたがけれども、中山間地域に特定したことではなかったと思います。12ページの真ん中の段に制度による効果のアンケート結果で地場産農産物の直売や加工販売によって、女性や高齢者の意欲の向上が得られたというのがアンケート結果、棒グラフからでもわかります。今、就農している人にとってはそうかもしれませんけれども、やはり女性、若手などに参入してもらうためには、直売、加工、販売に取り組むだけでは、新たな参入はそれほど多く望めないと思います。生産条件が厳しいところにも書いてあるように、そういう中山間地域で若者とか女性とかが農業を担っていきたいという意欲を持ってもらうために、どういう施策、具体策を展開していこうと考えておられるのかイメージだけでもいいから示して欲しいと思います。

○中嶋部会長 その他にはいかがでしょうか。

それでは、近藤委員。

○近藤委員 所得の確保というか、農村の振興に関する施策のところ、いろいろな若者が農業を継がないとか、後継者がいなくなったり、高齢化してしまったりというのは、やはり所得確保が安定性がないという、現状の農業所得を見ると、生活保護世帯なんです、一人当たりに直すと、ここをやはり根本的な問題として農村施策だけではありませんけれども、やはり正面から取り組まないと新規就農支援資金を150万円やったところで、人は育たないと思います。いろいろ生きがい農業とか、農村の魅力も当然、そういう価値観で農業をやる人はいると思いますけれども、是非もう少し深掘りしていただいて、正面から生産を通じた農業所得の向上という点については、新しい計画の中でもう少し腰を入れて

というか、本気度を上げて取り組んでいただかないと、根本問題は解決しないのではないかと考えております。

バイオマスについてですけれども、売電として農村を振興していくと大いにこれは結構だと思っておりますが、農家が自分で使う、電力を自給するそういう小型の技術の開発等普及ということをして是非お願いしたいということと、集落単位当たりで取り組む場合は、再生エネルギーの事業として経営として成り立っていくような仕組みがやはり持続性を担保する上では、大事だろうと思っておりますので、この点も併せてお願いしたいと思っております。

資料で言いますと5ページの地域資源を活かした農業と周辺産業の活性化ということがありますけれども、限界集落でありますとか、条件不利地域とかありますが、6次化、輸出、ネットワークとか地産地消とかいろいろありますけれども、現状こういった事業に対して農家なり農家のグループが自由に取り込める環境の整備を是非お願いしたいなと思っております。

資料の10ページの集約化とネットワークは、地域住民が主体と書かれていますが、学校機能の統廃合、これは住民が主体でできる話ではありません。やはり地方自治体が中心になって、そこに住民も協力していくという位置付けがやはり大事ではないかと思っております。特に、教育とか医療は人が住んでいく上で、不可欠なものでありますから、是非充実をしていけるような形、仕組みをどうやっていくかということをご検討いただきたいと思っております。

ちょっと気になるのは、これは集落機能が段々と低下していく、限界化していくということをお前提に組まれているんですが、そういうふうには落ちていかないように再生する仕組み、スキームが一方でやはりちゃんとしてつくられていかないと、少し駄目になっていくのを一生懸命支えるという手立てだけではやはり駄目なのではないかと思っておりました。

11ページの多面機能の支払でいきますと、現状集落をまたいだり、土地改良の管理機能が段々地域住民によって支えきれなくなっていて、農業法人でありますとか、参入された企業、そういう負担が大きくなってきて経営に影響を及ぼしているという事例が全国でたくさん出ています。是非制度の更なる改良というか、お願いをしたいなと思っております。

J A改革について、萬歳委員さんの方からご説明がありましたけれども、スラッと読ませていただいて、改革なのかなと、私だったらこのレベルは改善としか言わないなと。私どもの周りを見ていると、最近特に専業農家の人が非常に加入の申込みが増えているんです。我々もそんなに無限大にそれを受け入れるわけにはいかないわけですが、

見を聞いていると、やはり農協が大きくなって、数百人の規模の時はまだよかった。意見が通った。1万人を超える農協になると、組合員の意見がなかなか通らなくなってきている。これはやはり内部の話、改革の話でありますけれども、末端の協同組合として組合員が主人公であると言いながら、組合員の意見が通らないというのは非常に改革には逆行する現象が現実起きていて、ここを変えないとやはり農協離れはもっと進むのではないかなという気がしています。

少なくとも農政の一翼を農協は担っているわけですので、今の後継者がいないとか、耕作放棄地が増えるとかという現状に対する評価をどうしていくか。地域によっても事情が違いますので、一概には言えないと思うんですが、ここをやはりきっちり踏まえた上での改革案になっていないのではないかなという気がします。根本的にはここ10年間で農家の所得が半減しているわけですが、極端な言い方をすると、市場法によって市場の利用手数料を一方的に農家が負担する制度がいつまで続くのか。市場は農家だけではないですよ、利用しているのは。買い手側も利用しているわけですが、負担は一方的に農家がやっている。大胆に切り込んで、農家の所得を上げていくんだということをおっしゃっていただきたいなと思います。

細かくはいろいろ検討されていると思うんですが、現状からの改善の数値目標、それぞれの農協で耕作面積をどれぐらい維持するのか、後継者はどれぐらいそれを維持するために必要なのか。農協が健全な経営をするために、やはりどういった経営スタンス、営農のバランス、金融、共済とのバランス、それを組合員にきちんと示していくことが組合員から見て農協に安心して参画できる改革ではないかなという気がします。余計なことですが、一言申し上げたいと思います。

○中嶋部会長 他にいかがでしょうか。

香高委員、お願いします。

○香高委員 それでは、私の方から、数点述べさせていただきたいと思います。1つは農業の振興に関する施策の今日のご説明についてです。全体を通して見ると、確かに活力ある農村づくりに向けた取組を進めるということは、非常に重要なことだと思うんですが、今後5年間の、あるいはその先を見据えた議論を進めていく上で、一番☆やはり☆削除考えなくてはいけないのは、高齢化に伴う人口減少の話だと思います。この資料の中でも、一番最初のページで、農村部の人口の高齢化というのがいかに深刻かということは示されているんですが、その題目が活力ある農村づくりに向けた課題というふうになっていて、

いまひとつ深刻度合いというのが伝わりにくいような気がします。

また、数字に関しても、都市と農村の高齢化率の進み方の違いというのが示されておりますけれども、片や2015年の段階で30%レベル、片や2030年の段階で同じく30%レベル。2030年になっても農村部では40%を切る状況の数字が出されていますけれども、果たして本当にこういう捉え方でいいのかどうか。同じ農村でも地域によってはもっと高い高齢化率になる地域もあると思いますし、この程度でとどまるところもあるし、逆に先ほどもとられている政策によって、もっと生き生きとした集落ができ上がる場所もあると予想されますけれども、そのばらつきのある絵というのが、どのようなイメージになるのかというのが単なる平均値だけからはちょっとイメージしにくく、それでは政策のインパクトも弱まるのではないかと懸念しました。

それから、もう1つ、政策の予見性のお話です。象徴的な例は、再生可能エネルギーをめぐる昨今の状況です。農林水産省では小水力電力を進めるということで、地道なご努力を重ねて、例えば農家の4,000名からの同意を得るとか、計画的にやられているかとは思いますが、実際にこの再生可能エネルギーの買取制度の議論がなされていた数年前の段階から諸外国では高すぎる買取価格の持続可能性について、それまでかなり成功していた国でも相当疑問符がついていました。その段階でも多くの方々がこんなに高い買取価格で、本当に持続性があるのかということは多く懸念が示されていたかと思えます。

そういう議論を踏まえて、事業を始められて、今、案の定、その懸念が現実になって、電力会社が買い取りを拒否するという自体、こういった絵図というのが本当に起こるべくして起こると仮に見た場合に、政策としての予見性というのが果たして充分だったのかどうか。今後、もし小水力電力の買取に関しては別枠で維持できるのであれば、それはそれでいいのかもしれませんが、長い時間を考えたときに、やはり経済性に多少の無理がある政策というのは、なかなか長続きがしないと思います。今回の事例を契機に再生可能エネルギーをやるべきではないと私は思っているわけでは全くなくて、やるべきだと思っているからこそこういうことを申し上げているんですが、持続可能な仕組みづくりというのを是非再検討いただければと思います。

それから、もう1点、農協改革についてです。改革のJAさんのご努力については深く敬意を表したいと思います。とりわけ危機が叫ばれる業界においては、環境変化に応じた不断の改革というのは迅速に議論を行い、結論を出し、新たな挑戦を始めるべきだというふうに思っております。

特に、農協組織をめぐる議論というのは、今後の農業の発展にも多大な影響を及ぼすという観点から、今回のJAグループの自己改革案について、いくつか質問をさせていただければと考えております。

政府と議論の視点が若干わかる点も多々ありますので、併せて農林水産省さんの方からも政府のお考えを聞かせていただきたいと思います。

まず、1点。農協法の位置付けについてです。JAの改革案では、農協法上の自立的な制度として生まれ変わるということが主張されています。一方で、安倍首相はじめ政府側は農協法に基づく現行の制度は存続しないと述べられ、農林水産大臣も政府の考えとのずれを指摘されています。農協法に守られることのメリット、デメリットについてそれぞれ国民にわかりやすくご教授いただければと考えます。

もう一つ、中央会制度はもともと行政の代行的な組織として、設立された経緯があると今の改革案でも述べられたかと思えます。政府の方針の調整・伝達役も担ってきたという歴史もあります。こうした役割の今日的意義や変化を踏まえ、今般の議論の出発点では中央会の一般社団法人への転換とか、全農の株式会社化など具体的な組織形態の変更の議論も俎上にのぼっていたかと思えます。

今回、こういった組織変更に関しては、結論がまだ出ていないという印象を受けますけれども、どうしてそこまで踏み込めなかったかという理由、もう一つ、政府の方には社団法人化とか、株式会社化することによって、農業の競争力強化という視点からどのような変革が期待できるのかどうかわかりやすくご教授いただければと思えます。

○中嶋部会長 それでは、市川委員、その後に生源寺委員、お願いします。

○市川委員 3点述べたいと思えます。最初に、地域のコミュニティ機能の維持を図る、集約とネットワーク化について、これは事務次官の方もお話しされましたが、省庁間の垣根をなるべく取り払って進めていかなければならない事項だと考えております。将来ビジョンの策定に当たって、まさにそこに国と地方自治体とか、いろいろなところが一緒に参画する意義があるのかなと思えます。

それに併せて、いわゆる多面的支払制度であるとか、中山間地域などの直接支払制度などその趣旨がきちんと分けて書いてあるのですが、国民から見たとき、読んだときに何となく被っているようなところも感じられます。このあたりはもう少しきちんと支払の趣旨とか目的に応じたわかりやすい制度へ移行する必要もあるのかなと思っています。そういう意味においては、多面的機能支払第三者委員会というのができておりますので、これが

これからどのような働きをされるのかというのを注目したいなと考えております。集約と地域のコミュニティ機能を図るに当たっての、効率的な資源、いわゆる税金の使い方という視点からの意見です。

再生可能エネルギーについてです。香高委員もご指摘をされておりましたけれども、何のために再生可能エネルギーの割合を増やしていくのか、そもそものところを考えるとエネルギー自給率が低いという、そこにあったかと思うのです。今回、事務局でまとめられている資料の1-1の8ページ辺りを見ますと、利益という言葉が結構出てきておりまして、やはり当初の高い志のところに戻って、こういう施策は進めるべきだろうなと思います。特に、制度自体がほころびている状況にあって、その中でも利益の創出という言葉が出てくることに私はちょっと違和感を感じているところです。

3点目は、鳥獣害のところですか。同じ資料の1-1の13ページのところに、処理法の1つとして食肉の利用の推進というのが書いてありますけれども、こういう事例とかに関しては、品質が一定しないとか、今まできちんと処理して食べられてきていないとか、課題の多い分野でありますので、余り気楽に推進と書いてしまっているものか、私はちょっと懸念も感じているところです。

○中嶋部会長 それでは、生源寺委員、お願いします。

○生源寺委員 まず、最初に、市川委員がご発言になった点の1点目に多分重なるような発言になるかと思えます。多面的機能支払、それから中山間地域等直接支払の制度について、細かな話というよりも制度の整合性なり、大きな枠組みの中での位置付けというようなことから言いますと、やはり指摘せざるを得ないかなと思っております。これは国民の皆さんにきちんと理解していただくということもありますし、特に多面的機能については、OECDによる整理があるわけです。これには日本も随分貢献したと思えますけれども、そういう意味では国際社会への発信という意味でも、大きなフレームワークの整理が必要だと思っております。

いろいろな政治的なプロセスもあって、法律ができて、既存の制度もその中に位置付けられたということですので、かなりいろいろ難しい問題があったということは承知の上であえて申し上げます。

多面的な機能支払制度ということで、この名称のもとで、実は農地一時支払と資源向上支払ということになっておりますけれども、本当にこのままでいきますと、多面的機能に関する制度はもうこれだけよということになりかねないところがあるのではないかと思います。

ます。

基本法に立ち返りますと、第3条で多面的機能の定義が行われていて、それで政策として多面的機能という言葉があらわれるのはたしか1カ所だけだと思います。これは35条の2項で、これは実は中山間地域等直接支払に関連する条項で、ここでは多面的機能の確保を特に図るための施策を講じるというような表現だったかと思います。つまり今日の資料で言いますと、中山間地域等直接支払については、これは多面的機能とのつながりが非常に明瞭に書かれているわけです。これが基本法におけるフレームワークであります。ここから先は多少解釈のところもあるんですけども、多面的機能というのは農業であればほとんどすべてから生じる副産物である。これに対する支払というかこれに対する対価というようなことを考えた場合に、海外の農産物の価格に比べて国内の価格は国境措置等で比較的高い水準にあるので、その差額がいわば多面的機能に対する対価というような、こういう解釈があり得ると思います。しかし、中山間については平地に比べて生産性でハンディキャップを負っている。したがって、ここについては多面的機能を特に図るための施策として直接支払を行うという、基本的にこういうフレームワークで少なくとも99年の基本法については組み立てられていたと思います。

ただ、今回のこの説明で言いますと、実は中山間地域の方から多面的機能がどうも落ちてしまっているような、少なくとも説明の資料だけから言いますと。基本法に戻ればそういうことはわかるわけでありましてけれども、多分一般の方はこの説明ですと、中山間地域の問題と多面的機能の問題を結び付けるという理解は多分できないと思います。

逆に言いますと、多面的機能の発揮という意味では、あらゆる農業政策がそこに貢献しているという言い方もできるわけです。その中であえて農地支払、資源向上支払について、多面的機能支払とリンクさせた制度として再度位置付けることにどういう根拠があるのか。

私は理屈で生きているような職業の人間ですので、あえて申し上げますけれども、やはり全体の大きな整合性という意味では、もう少し整理をした形で説明をする必要があるのではないかと思います。これが第1点です。

それから、あとはそんなに大きな話ではないんですけども、今日の資料でちょっと気になりましたのは、2カ所に農村等への工業導入という表現がございました。これは率直に言ってどういうイメージかということが実は余り頭の中に浮かんでこないわけです。既存の食をめぐる産業の雇用、あるいは観光なり、ツーリズムによる雇用の特性、安定していとか、地域の資源に根づいているので地域に密着しているとか、そののところがきちん

と伝えて、その振興を図るということはいいんですけれども、どうも農村への工業導入というのは、かつて昭和40年代の話であればわかるわけですが、現時点でこれが何を意味するか。どうもちょっとよくわからなかったというのが1つです。

もう一つ、前回の私のコメントの回答という形で冒頭にご説明いただきました。どうもありがとうございました。

米の生産調整の問題なんですけれども、生産数量目標について、これは食糧部会等でご議論いただくというお話でした。これでいいと思います。生産数量目標の配分という言い方はある意味で非常に漠としていて、実は一番肝心なところは国から都道府県への配分、その段階の問題と、それから県から先、市町村、協議会とかあるいは生産調整方針、こういったものをつくりながらやっているという、この段階の配分とは実はかなり性格が違うというところとあって、それからいろいろな意味での難しさの内容も違うと思っていて、ですから、漠とした形で目標数の配分をやめるとか、それだけではなかなか実際に制度を変えていくとすれば、有効性の高いものに、つくりかえることができない、あるいはそのことを充分説明できない。若干そういう危惧がありますので、改めてご指摘申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、これは今日の資料ということではございません。今日で一応食料・農業・農村については一巡したわけです。それで、私ちょっと、気になっておりますのは、これは前回山内委員から日本生活協同組合連合会からの提言がありまして、その中の各論の中にあっただと思いますけれども、東日本大震災からの復興の条項があっただかと思っております。

実はこの企画部会の中でも、例えば緊急時の食料の確保の問題、それから今日も災害時の防災空間の確保、こういったようなことが書かれていて、これは震災の経験を踏まえて、今後どういうことが必要であるかということが打ち出されているわけで、これはこれで大変結構なことだと思います。必要なことだと思います。

同時に、東日本大震災からの復興の問題、あるいは福島県の食料、農産物、水産物もそうありますけれども、いわゆる風評による問題、これはまだ終結していないわけでありまして。このところ、食料・農業・農村白書の講じる施策のところでは、柱として東日本大震災からの復興の部分が立っていたわけです。基本計画の中で、この問題をどう扱うかということをやはりちょっと考える必要があるかと思っております。

これは特に現場の方から聞こえてくる話として、懸念されるのは震災の風化と表現され

る状況であります。農業の復興ももちろんでありますし、それから農村の復興という意味でもまだ道なかばというところであります。風評被害についても現地の農協の方辺りから私もいろいろ話を聞いております。したがって、どういう形にするかということについて、アイデアがあるわけではないんですけれども、何らかの形で項目を立てるなりするほうが私はいいのではないかと考えています。

この基本計画の答申、私ども審議会としての答申が行われる時期は、震災からちょうど4年目ということになるわけですが、まだ終結というにはほど遠いところがあると思いますので、ここはちょっと事務局でもお考えいただければありがたいと思います。

○中嶋部会長 これですべての委員のご発言をいただきました。最後に、私も一言だけ発言させていただきたいと思います。

今回のこの資料の中で、観光の扱いであります。実は今回の資料だけではなく、全体を通しての観光というものを農業という、もしくは食料という活動の中でどのように位置付けるか。農村の中での施策としては、今回明瞭にこちらに書いていただきましたけれども、いわゆる稼ぐというその部門を考えたときに、観光への期待は非常に大きいと思います。それは山口委員も先ほどご指摘いただいたと思います。

例えば、統計を見ても、実はそれほど表だって観光というのを取り上げられていない。ただ、サービス産業というのは、非常に重要な経済の中のセクターであると思います。それが片手間ではやれないことはもちろんでありますし、観光を通じてプロモーションして、そこからまた農業が振興していくという姿も随所で見られているということで、政策の中でどのように位置付けようとしているのかということについて、ご質問というわけではないんですが、私の印象を最後に述べさせていただきたいと思います。

それでは、残り15分強でございますけれども、事務局の方からご回答をいただければと思います。

○農村振興局長 まず、萬歳委員から、都市農業についてご指摘がございました。都市農業はご案内のとおり、現行の食料・農業基本法にも条文がございますし、基本計画にも記載がございます。さらに最近、議員立法の動きがあるということもご紹介がありました。そういう中で、施策としての位置付けが段々高まってきていると承知しております。具体的な考え方については、先ほど資料1-1の17ページでご説明したとおりでございます。

それから、やはり萬歳委員から中山間地域等直接支払、多面的機能支払につきまして、ご意見がございました。これらにつきましては、どちらも第三者委員会を設けております

ので、そこでの検証、検討といったことも踏まえながら、適時適切に施策に反映するように努めてまいりたいと考えております。

それから、藤井委員から集約とネットワークの考え方について、なかなか現場での取組が難しいのではないかというお話もございました。もちろん簡単なことだとは思っておりません。それから、道の駅の事例が載っているというお話もございました。道の駅の事例を掲げましたけれども、その後ろにも道の駅とは直接関係していない、ということ言い過ぎかもしれませんが、少なくとも道の駅に集約ということではない事例なども掲げております。様々な取組が地域に見られますので、そういったことの横展開を図りながら推進してまいりたいと考えております。

その際、ご指摘がありましたように、当省だけでできるものではありません。国交省、総務省なども同様の考え方に立った施策を打ち出しております。これらにつきましてはまち・ひと・しごと創生本部のもと、各省庁の有する政策ツールを最大限活用するという観点で連携して、自治体、現場が望んでいる支援施策と各省庁が持つ政策ツールをマッチングさせるというような観点からも検討が必要だと考えておりまして、今後、調整してまいりたいと思います。

それから、藤井委員の2点目として、女性、若者の参画というお話もございました。制度につきましては、確かに複雑なところがありまして、なかなか短く言うのは難しいのですけれども、中山間直接支払制度の交付金を受ける、満額受ける要件の1つとして、体制整備のための前向きな取組を協定に位置付けて活動していただくということがございます。その要素としては、女性、若者の参画ということを取り入れていきたいという考えでございまして、詳細は今後詰めることとしております。

それから、女性、若者の参画といっても、なかなかこれは難しい、多くの地域で望めることではないのではないかと等々の話もございました。これも簡単ではないからこそ政策的な支援をしていきたいというような考えもございまして、どうやってそういう女性、若者が参画できるような農村にしていくのかということにはまさに今日ご説明をした、全部と言うと大雑把すぎるかもしれませんが、地域に応じてこういった様々な施策を組み合わせたり、ピックアップしたり、いろいろ工夫していただいて、我々はこういう形で支援してまいりますから、そういう取組をやっていただきたいという考えでございまして、

それから、今日、ご紹介しましたビジョン検討会でも女性の参画、若者の動き、そういったことも取り上げております。そういった今後作成されるであろうビジョンの中でも、

こういう取組をやれば、女性、若者の参画がより促進されるということが現場で取り組んでおられる方々、自治体の方々、あるいは実際に農村に入ってみようかなと思っておられる方々、そういった方々に伝わるように、そういうものをまた策定していただければありがたいと考えております。

それから、この集落でのビジョンの策定ということについて、例えば学校機能の統廃合ということは住民ではできないのではないかとのご指摘がありましたが、そのとおりでございます。ここでは、集落で策定できるビジョンを作成していただいて、それから当然のことながら、例えば上位とっていいかどうかわかりませんが、地域全体の再生計画というのは自治体が策定するといったことを想定しております、それぞれ行政、それから地域の方々、役割分担しつつ、連携して、地域の振興、活性化に取り組んでいくということを想定しているということでございます。

土地改良区の役割などから住民が支えていくということが今後難しくなってくるのではないか、土地改良施設とかの管理、担い手が負担が大きくなって、なかなか施設の管理等が難しくなっていくというご指摘もありましたけれども、まさにそうだと思います。ということに対応して、今回ご説明した多面的機能支払等の施策も講じながら担い手の支援になるように努めていきたいと考えているところでございます。

それから、香高委員からのご指摘で、数字の話、高齢化、人口減少といったことで、地域によってかなりばらつきがあるのは平均で示すとなかなかイメージがつかみづらい、インパクトが薄れてしまうというお話がございました。地域が多様であることはそのとおりでございます。今後データ等の制約があるなかで、どういう形でお示しできるかということも検討させていただきたいと思っております。

それから、市川委員から、中山間地域、多面的機能支払等に関するご指摘がございました。これは生源寺委員とのお話にも関連しますが、なかなか手短かにご説明するのは難しいところなのですけれども、中山間地域等直接支払制度は条件不利性の補正でございます。それから、多面的機能支払はその前身の農地・水保全管理支払の名称にあるように、まさに地域の共同活動で農業施設等の維持管理を行っていただくことに対する支援という形でございます、そういう分担があります。

これらについてわかりやすく説明できるようにいろいろな資料の作成、説明等に当たっていききたいと考えております。多面的機能支払という名称につきましては、生源寺委員からご指摘がありましたが、制度を検討する過程で与党との度重なる調整、検討の中

から出てきた名称ということでございまして、ご理解をいただければと考えております。

それから、農村地域への工業等の導入についてご質問がありました。これはお話にありましたように確かに制度は40年代の制度でございまして。対象となる工業等の中には、食品製造業も含まれます。農業、農村の所得の向上を図っていくという過程で、農業の関連産業として食品産業というのが大きな位置付けを持つということはあると思っております。その地域の農産物を活用していただいて、食品製造業がその地域に根づいて活性化することというのは農業、農村にとっても重要なことだと考えてございまして、新しい時代にふさわしい形で、この農村地域への工業等の導入といったことが活用できるのではないかという視点でございまして。具体的なやり方等については現在検討しているところでございまして。○経営局長 香高委員の方から農協改革の話がございましたので、ご説明をさせていただきたいと思っております。まず、資料5をご覧くださいと思います。これは10月17日の企画部会にお出しをしたものの抜粋でございまして。当日は、残り時間がございませんでしたので詳しくお話をしておりません。

ちょっとめくっていただきまして、32ページをお開きいただきたいと思っております。ここは政府・与党の今回の農協改革の取りまとめ、6月に行われておりますけれども、その中身でございまして。32ページの一番上のところに、今回の改革の目的は農業の発展と書いてございまして、その次の大きな四角がございまして。黒ポツが4つございましてけれども、まず最初のポツ、農業者の方、農家の協同組合でございまして、組合員である農業者の方、特に担い手の方から見て、この農協が農業者の所得向上に向けた経済活動をきちんとやる組織になっていただく、これが改革の主眼でございまして。

それから、3つ目の黒ポツですけれども、農家がつくりました自主的な組織でございまして、この原点を踏まえて組合員である農家にメリットが出るように、この組織の事業なり、あるいは組織の在り方を徹底していく、これが改革の基本的な考え方でございまして。

右側の33ページのところを見ていただきますと、上のところに(2)がございまして。これが基本的な概念を書いているところですが、それぞれ700ございまして総合農協、その他に専門農協もございまして、それぞれの単位農協が自立をした経済主体でございまして、いろいろな創意工夫をしていただいて積極的に事業運営をやっていただく、収益を上げていただいて農家にメリットを出す、この優良事例を横に展開していく、こういう発想でございまして。白丸が2つございまして、2つ目を見ていただきますと、単位農協がこうやって自由に経営を展開するときに、連合会と中央会はこうした各単位農協の自由な経営を制

約しないように充分留意するということが書いてございまして、ちょっとページを戻っていただきますが、25ページをご覧いただきたいと思います。ここに農家所得の向上に向けた農協の取組例というのが書いてございます。みかんの三ヶ日農協から始まって、いろいろ書いてございますけれども、末端の農協ではそれぞれの農産物の特性に応じて、いろいろな販売の工夫をして収益を上げる、農家の所得を向上させている、こういう取組がございまして。これをどんどん横に広めていって、全体として農協の力をつけていく、農家にメリットを出していく、日本の農業の発展に貢献していただくというのが今回の一番基本的なコンセプトでございまして。

戻っていただきまして、33ページ、(3)のところ、この2つ目のパラグラフのところですけれども、地域のインフラとしての側面、そういう役割を果たしている、これも役割としては事実だろうと我々思っておりますけれども、一方で、農家の協同組織というのが現在の農協の枠組みでございまして、員外利用制限や、事業の範囲は農協法に規定する範囲のものだけとか、いろいろな制限がございまして。そういう意味では、この地域インフラとしての側面について、現在の農協という性格のもとでは限界がある、ここをどうするかということで組織を分けたり、会社に転換したり、生協に転換したりということまで、この中には書いてございます。

それから一枚めくっていただきまして、34ページ、一番下の白丸のところですね。ここは中央会につきましては、事業の中身をどうするかというところの整理をしております。これは萬歳委員のご説明にもございましたけれども、中央会は昭和29年に追加された制度でございまして、自主的な組織というよりも行政代行的に特別認可法人として導入された制度で、国と県に1つずつ設けるということになっております。当時日本経済が相当悪い時期で農協は1万2、3千ございましたけれども、貯金の払い戻しができないという農協も当時続出しておりました。こういう危機的な状態ということ踏まえて導入されたもので、農協の経営を中央会が指導することによって農協組織全体として再建していく、こういう目的で導入されたものでございまして。農協の数はその後減りまして、現在700程度になっておりますし、1県1JAというところも増えております。1県1JAでもそれとは別に県の中央会が存在している、こういう状態に現在なっております。

それから、10年ほど前にJAバンク法という法律がございまして、信用事業については農林中金に農協なりあるいは県の信連について法的に指導する権限が強力に付与されているということもございまして。そういうことからしますと、中央会の今後の役割をよくご検討

いただく必要があるということで、例えばこの単位農協が自由に経営を展開して収益を上げていただいて、その優良事例を横に広げていく、あるいは、農家、単位農協の意思を集約する、あるいは農協間の連絡調整、あるいは行政との連絡、こういったものを中心に役割をまず明確にさせていただいたらどうかと書いてございます。

それから、35ページのところの一番下、大きな3の1つ前の白丸になりますが、このところが中央会の組織論のところを書いてございます。以下の方向で検討し、次の通常国会に法案を提出するとなっておりますが、まず①で、制度発足時、昭和29年の状況の変化を踏まえて見直すということと、移行期間を設けますけれども現行の制度から自立的な新たな制度に移行する。それから、②といたしまして、その時に単位農協は自立、一人立ちしているということを前提に考えるんだと、こういうことが枠組みとしてはまっているということでございます。具体的に組織をどうするかまではこの政府・与党の取りまとめの中には書いていないということでございます。

それから、先ほどご指摘がございましたので、全農の会社化の話がでございます。同じページの上の(2)の最初の丸をご覧いただきたいと思います。全農・経済連、これにつきまして、経済界と連携して販売をうまくやっていく必要がでございます。この経済界との連携を迅速かつ自由に行える、こういう観点からしますと、農協法ですと、員外利用の制限がかかっていたり、事業範囲も法律の中に限定されていたりということで、これでうまく行くのかということもございまして、農協を株式会社に転換することを可能とする。ここはあくまでも選択肢でございまして、こういう書き方で書いてあるということでございます。

それから、次の36ページ、これも先ほど香高委員からのご指摘がございましたので、一番上の丸でございましてけれども、行政の方はこの単位農協を行政のツールとしては使わないことにする。実はこれは平成15年ぐらいから農協改革の一環として、こういう方針で臨んでおりますけれども、このことをもう一回整理してございます。行政代行をお願いすることとときどきございましてけれども、その時はあくまでも公正なルールはきちんと明示して、必要があれば相当な手数料を支払って行うということまで今回の整理の中には書いてあるということでございます。

これを踏まえて現在政府の中で、今後、法案をどうしていくかということを検討しているわけでございます。一方で、先ほど萬歳委員からご指摘がございました、資料4でございましてけれども、農協の自己改革案が出されております。これとの関係で、どこが違って

いるかというご指摘がございました。方向性といっても、具体的なところをさらにいろいろご相談しなければいけない点もございますが、方向性の点でここはかなり違うのではないかとと思われるところが、まず2点ほどございます。

まず1つは、自己改革案の8ページのところからでございますけれども、この中央会制度、生まれ変わる「新たな中央会」と書かれておりますけれども、その中でちょっとめくっていただきまして、10ページのところ、一番上の②として、協同組合の特質を踏まえた監査制度として品質を向上するというのが書かれております。会計監査と業務監査を一体的に実施するこのJAの特質を踏まえた監査制度、これを農協法上に措置するというふうに掲げてございます。この具体的な中身は、よくお伺いしなければいけないところはございますが、現在の農協法の中には37条の2という条項がございまして、信用事業をやっている農協は監査を受けなければいけないという義務が書かれております。この規定を維持するかどうかというのが1つの論点でございます。この規定は実は農協だけが入っているわけではなくて、信用事業、金融をやっているところはすべて入っております。銀行も当然入っておりますし、協同組合でやっております信金、信組、労働金庫も全部この監査を受ける義務がかかっております。他のところは全部公認会計士の監査で義務がかかっております。こういう法律になっております。

こういった強制的に監査を行う、受けなければいけないという、こういう規定を残すかどうか。先ほどの政府与党の取りまとめからいきますと、自律的な制度というふうに言うことができるかどうか。これが1つの論点でございます。

これにつきまして、政府の中でも農林省の中で完結いたしませんので、内閣官房、あるいは内閣府、それから金融庁、いろいろなところが関係いたしますが、政府の中でも協議をし、与党とも協議して整理をしていくことになるかと思っております。

それから、もう1点、自己改革案の中の3ページでございます。この准組合員の扱いの話がございまして。2ページの真ん中の(2)のところでも、この農業振興と地域振興、農家の職能組合と、それから地域組合としての性格を併せ持つという話が書かれておりますけれども、この3ページのところでは、准組合員をパートナーとして位置付けて、准組合員の農協の事業の運営への参画を推進するとされています。その下の行では、准組合員の共益権の在り方を含めという話が書かれております。現在の農協法はあくまでも農業者の協同組合、こういう性格でございます。ここに書かれていることからしますと、地域組合としての性格を法律の中に明確に持たせるような趣旨のことが書かれているように思っ

おります。これによりまして、農業者の協同組織としての性格が弱まることにならないのか。それによって農業所得の向上につながるのか、こういったような疑問がいろいろございますので、これにつきましても、今後、政府の中で、これは関係省庁いろいろございまして、それから与党とも十分に協議をして整理していきたいと考えているところでございます。

○農林水産技術会議事務局研究総務官 近藤委員の農家の電力自給の技術開発のお話のところでは、蓄電コストが高いという問題がありますけれども、ソーラーシステムとか、藤井委員のお話になっていた消化液をどう利用するかという体制の問題や、家畜糞尿を利用したバイオマスプラント、これについては技術的には相当完成度が高いと考えています。こういった中で、技術会議が取り組んでいるのは、農山漁村に豊富にある木質バイオマス、それから浅層の地中熱を利用した熱エネルギーの自立分散型、個別の利用が可能となるような技術開発を進めています。

あとハードルは高いんですけれども、草本・木質系バイオマスのメタン利用の実証、そういったところにもチャレンジしているところです。

○食料産業局長 香高委員、それから市川委員から再生可能エネルギーの関係のご質問がございました。再生可能エネルギー特措法がございまして、これには目的が地域の活性化に資することと明確に規定されています。それを受けまして、私どもは農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーという観点で進めております。しかしながら、現状は太陽光発電であれば地元企業の発電設備の設置主体というのは22%に過ぎません。県まで広げても21%プラスになります。したがって、地域にどうやって還元していくのかという視点で進めたいと思っております。

その際、小水力発電、あるいはバイオマス発電というのは、電力系統への負担が非常に小さい安定的な電源であるということ。それから、メンテナンスもしやすい。そういったこともございますので、私どもとしてはやはり何よりも地域が主体的にこれに参加していただく、そういった協議会の場を通じて、話し合っていただくという視点で進めたいという具合に思っております。

それから、近藤委員の方から、市場の手数料は農家負担で一方的ではないかというお話もございましたけれども、卸売市場に限ってみれば、その機能というのは集荷、分荷、代金決済機能がございます。この機能を維持する、あるいは委託販売場の手数料、そして機能維持のために手数料をいただいておりますけれども、これは8.5%と非常に硬直的だっ

たものを既に10年ほど前に弾力化しております。従いまして、今後は農家の一方的な負担というより、委託販売の手数料という形でご理解いただければと思います。やはり何よりも農家の皆さんにこういった流通システムが透明化されなければいけない。そういったシステムを農産物の価値をしっかりとつないで、消費者までお届けする、そういう卸売市場にしたいということで、整備計画の基本方針の検討を行っているところでございます。来年2月、3月ごろ、基本計画に間に合うように、整備基本方針を固めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○生産振興審議官 市川委員から鳥獣害対策の中で、食肉利用についての懸念があったんですけれども、現在食肉利用につきましては、厚生労働省が野生鳥獣の食肉利用につきまして、ガイドラインの策定をしております。これが出まして、それに従ってきちんとやっていたらいけないと思っております。

生源寺委員から、これは大変な議論でございますけれども、米の需給、価格の動向を見つつきちんと食糧部会で議論させていただきたいと思っております。

○政策課長 生源寺委員から震災復興の取扱いについてご意見がありました。事務局で検討させていただきます。

○中嶋部会長 まだご発言がございますか。

○萬歳委員 奥原局長から縷々いろいろな説明があったわけでありますが、説明は合う場面もあるが、見解の相違が多々あるように私は思います。この会議の時間がないという状況のようでありますからあれですが、まさにいろいろなずれがあるということは重々私も思っております。我々は現場実態を踏まえた中で、自主自立の中で改革を進めていくというのが、まさに農協法上に位置付けられた中身で我々は改革を進めていくという、基本的にそういう方向で考えるということになろうと思っております。

組織等々いろいろな話がありましたけれども、我々は協同組合としての形で役割を果たしていくことであろうと思っております。株式会社との違いなどを縷々説明すれば、時間が足りないということになりましょうし、監査の話も出ましたけれども、我々としてはその内容は奥原さんにも申し上げる中身を持っておりますので、その点はまだまだ、これからいろいろな議論、協議をしながらの対応かと思っております。

今の現状というのは、農業、高齢化、担い手不足などの問題を含んでおりますけれども、まさにこれは政治の問題であり、行政の問題であり、我々JAとしても責任の一旦はあると思っております。その辺も充分踏まえて対応願いたいということでございます。農政の責任が

大であるということも申し上げておきます。

それから、数値目標を出すべきだということもあったようでございますが、これは工程表の中で明らかにすることになります。来年度は、27回の全国大会がございますので、その中で5年間の進捗状況を踏まえまして工程表を明らかにしながら、数値目標につきましてもきちんと中身を出したいという思いでございます。独禁法適用除外の問題、組織変更の問題、いろいろなものがありました。これはまさに自ら我々が考えることでありまして、国から言われる話ではありません。専門農協の話、これはそういう面を含めまして、我々の自己改革はきちんと皆さんに理解いただくような内容で進めてまいりたい。時間がありませんから、本来はもう少し話を長く説明申し上げたいのでありますけれども、委員長、部会長がおられますので、この辺で、後ほどまたいろいろな面で話をさせていただきます。

○中嶋部会長 今、お気遣いいただきましたが、時間が予定を過ぎております。これ以外にもご意見があると思いますので、事務局の方に文章もしくはメールにてご意見をお寄せいただきたいと思います。この後の企画部会の中でご紹介し、ご議論できればと考えております。

それでは、最後に事務局から何かあればお願いいたします。

○政策課長 次回の企画部会は11月下旬開催を予定しておりますが、具体的な日程につきましては後日ご案内申し上げますことといたします。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 それでは、本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会はこれにて閉会させていただきます。

ありがとうございました。

16時41分 閉会